

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第三十六号

昭和四十年五月十七日(月曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 小川 平二君

理事 久雄君

理事 板川 正吾君

理事 中村 重光君

理事 稻村左近四郎君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 小宮山重四郎君

理事 田中 六助君

理事 二階堂 進君

理事 古川 文吉君

理事 早稲田柳右衛門君

理事 桜井 茂尚君

理事 島口重次郎君

理事 多賀谷貞松君

理事 山下 榮二君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席府政委員

内閣法制次長 吉國 一郎君

總理府總務長官 白井 莊一君

公正取引委員長 渡邊喜久造君

委員長 總理府事務官 竹中喜滿太君

(公正取引委員 會事務局長)

總理府技術官 橋 恭一君

(科學技術庁資 源局長)

農林事務官 林田悠紀夫君

(園芸局長)

通商産業政務次 官 岡崎 英城君

委員外の出席者

通商産業事務官 熊谷 典文君

(大臣官房長)

通商産業事務官 大慈彌喜久君

(鉱山局長)

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局長)

中小企業庁長官 中野 正一君

中小企業庁次長 影山 衛司君

農林事務官 吉岡 茂君

(畜産局参事官)

運輸事務官 中野 大君

(大臣官房審議 官)

委員多賀谷貞松君辭任につき、その補欠として

委員村上勇君辭任につき、その補欠として稻村

左近四郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員橋次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員多賀谷貞松君辭任につき、その補欠として

橋次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十二日

物価値上げ反対等に関する請願(野間千代三君

紹介)(第四〇〇三三三)

東西貿易及び日中貿易の拡大に関する請願(唐

澤俊樹君紹介)(第四〇七九号)

同(井出一太郎君紹介)(第四〇八〇号)

同(小川平二君紹介)(第四〇八一号)

同(吉川久衛君紹介)(第四〇八二号)

同(倉石忠雄君紹介)(第四〇八三三)

同(小坂善太郎君紹介)(第四〇八四四)

同(下平正一君紹介)(第四〇八五五)

同(中澤茂一君紹介)(第四〇八六六)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四〇八七七)

同(原茂君紹介)(第四〇八八八)

同(松平忠久君紹介)(第四〇八九九)

同月十三日

東西貿易及び日中貿易の拡大に関する請願(増

田甲子七君紹介)(第四四三三三)

同月十四日

盲人世帯の家庭電気料金軽減に関する請願(小

沢辰男君紹介)(第四四五〇号)

同月十五日

物価の値上げ反対等に関する請願(加藤進君紹

介)(第四四八九号)

同(川上實一君紹介)(第四四八五〇号)

同外一件(谷口善太郎君紹介)(第四四八五一号)

同(林百郎君紹介)(第四四八五二二)

物価値上げ反対等に関する請願(加藤進君紹介)

(第四四八五三三)

公共料金の引き上げ反対等に関する請願(加藤

進君紹介)(第四四八五四四)

同(川上實一君紹介)(第四四八五五五)

同(谷口善太郎君紹介)(第四四八五六六)

諸物価値上げ反対等に関する請願外一件(川上

實一君紹介)(第四四八五七七)

物価引き上げ反対等に関する請願(林百郎君紹

介)(第四四八五八八)

は本委員会に付託された。

五月十三日

沖繩パインアップル産業の保護育成に関する陳

情書(那覇市美栄橋町一丁目四十六番地琉球輸

出パインアップル産物組合理事長宮城仁四郎外

二十二名)(第三三八四四)

琉球パインアップル産物の保護育成に関する陳

情書(那覇市美栄橋町一丁目四十六番地琉球輸

出パインアップル産物組合理事長宮城仁四郎外

二十二名)(第三三八四四)

琉球パインアップル産物の保護育成に関する陳

情書(那覇市美栄橋町一丁目四十六番地琉球輸

出パインアップル産物組合理事長宮城仁四郎外

二十二名)(第三三八四四)

出パインアップル産物組合理事長宮城仁四郎

(第三三八五五)

下請代金支払遅延防止法の改正に関する陳情書

(石川県議會議長森田良)(第三九三三)

物価値上げ反対に関する陳情書外五件(石川県

羽咋郡志賀町火打谷大平高久外六十三名)(第三

九四四)

下請企業の保護育成に関する陳情書外二件(福

井県議會議長山本字平外二名)(第三九五五)

東西貿易の拡大等に関する陳情書外一件(東京

都世田谷区議會議長広瀬猛夫外一名)(第三九六

号)

同(福岡県議會議長永露政夫)(第四五六六)

中部開発整備法の早期制定に関する陳情書(名

古屋市中区大池町四丁目一番地東海経済懇話会

事務局長伊藤長光)(第四五四四)

会社更生法の改正に関する陳情書(福岡県議會

議長永露政夫)(第四五七七)

企業危機打開に関する陳情書(大阪商工会議所

会頭小田原大造)(第四五八八)

物価値上げ抑制等に関する陳情書(国分寺市議

會議長岡部高三郎)(第四五九九)

同月十四日

国土総合開発に関する陳情書(大阪市北区宗是

町一番地関西経済連合會會長阿部孝次郎)(第五〇

四四)

物価値上げ反対等に関する陳情書(東京都北多

摩郡清瀬町議會議長陸田良雄)(第五〇五五)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二七号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

案(内閣提出第二二七号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

案(内閣提出第二二七号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

案(内閣提出第二二七号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

案(内閣提出第二二七号)

律案(板川正吾君外十四名提出、衆法第三二二号) 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三三三号) 総合エネルギー調査会設置法案(内閣提出第一一一号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

まず、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

内閣提出の石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案審査のため、参考人から意見を聴取することとし、その人選、日時、手続等に関しましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内田委員長 内閣提出、総合エネルギー調査会設置法案を議題といたします。

本案に対し、質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。桜井茂尚君。

○桜井委員 審議を始めますに際しまして、なるべく時間を節約する意味で、御回答くださる方は質問に対して明確に、簡単に、余分なことをおっしゃらずにひとつ御返事を願いたいと思います。五十問ございしますので、なるべくそのようにお願いいたします。

また、石炭の関係につきましては、午後連合審査があるようでございますので、私は、わが国エネルギーの大宗を占める石油、ことにその九九%を占める輸入石油を中心に御質問を始めます。

最初に、前提として国際収支について伺いたしますが、中期計画によると、昭和四十三年におけるわが国の国際収支は、貿易外収支の赤字が十億ドルであり、これを貿易外収支の黒字で埋めることになっておりますが、大体この程度の見通

しだと考えてよろしいのですか。

○大慈彌政府委員 お答えいたします。四十三年度の国際収支でございますが、御指導いただきましてのとおりでございます。為替ベースで八十九億ドルの輸入が見込まれております。他方、輸出のほうも三十八年度から年率一・八%の増加率で伸びるということで、四十三年度は九十九億ドルを見越しております。したがって、サードエース収支をいれまして、経営収支では均衡するものというところに見込まれております。

○桜井委員 次に、四十二年―四十七年の石油の輸入の計画はどうなっておりますか。金額でお願いいたします。

○大慈彌政府委員 中期計画では四十三年を対象の年度にしておりますので、恐縮でございますが、四十三年で答えてさせていただきますと、エネルギーの輸入金額としましては、原油と重油の石油関係、石炭、全部を入れますと、ドルにしますと二十二億ドルでございます。石油がそのうち約十八億ドルで、石炭、核燃料が約四億ドルでございます。

○桜井委員 ところで、現在これらの原油がイラン、イラクから輸入される場合は、これは米英国際資本の手によるものであると聞いて、これらの国は自国の輸出とはみなしてない、こう聞いておりますが、事実ですか。

○大慈彌政府委員 お説のとおり、イラン、イラクとは片貿易の問題がございまして、わがほうの輸出超過となっておりますが、石油はその場合に換算されております。

○桜井委員 またクウェート、サウジアラビアの場合は人口も少なく、わが国からの輸入需要がたかさんはございせん。したがって、これら中近東からの原油の輸入は純粋なドル流出となっております。

そこで、従来わが国の貿易構造は、北アメリカ、ラテンアメリカ、オーストラリアからは入超であり、ことにアメリカ、カナダ、オーストラリアの三國だけでも三十八年に十億ドルの赤字であ

り、この赤字をアジア、アフリカへの出超で埋め合わせてまいりました。そして対西歐貿易がほぼとんとんであります。だから輸入構造の転換が必要なのであります。だが、たとえば南北アメリカや豪州の赤字はこの地域に対する輸出増大でまかなうと仮定しても、なお四十三年には貿易外赤字の十億ドルと石油輸入の十八億ドル、計二十八億ドル程度はアジア、アフリカへの出超でまかなわなければならない勘定になります。

そこで伺いたしますが、アジア並びにアフリカの国民所得の伸びは大体年率何%でありますか。

○大慈彌政府委員 ちょっといまわかりかねますので、取り調べます。

○桜井委員 けっこうです。わからなければ、私のはうから申し上げます。大体アジアで二・一%、アフリカで一・六%の年率であります。

そこでこれらの国にとつて、それに加えてなお不幸なことには、この低い国民所得の増加に加えて、人口増加がございまして、このことが輸出余力を減らし、したがって輸入力を減殺いたしております。しかもわが国からの輸出は輸入に見合っておりません。そこで国連貿易開発会議の動向も明らかとなり、これらの地域の低開発国は相当強硬な態度で先進国に臨んでおります。そして現在でもアフリカ諸国においてはナイジェリア、ケニア、ウガンダ等に見られるように、対日輸入制限の傾向を示しております。しかもEECは、これら諸国と経済ブロックをつくる傾向にあります。さらに、アジアにおいてもカンボジア、イラン、イラク等の対日輸入超過国は、一次産品の買

い付け増加をわが国に要求いたしております。現状はいま申し上げたような状態だと思っておりますけれども、このように考えてよろしゅうございませうか。

○大慈彌政府委員 おっしゃるとおりだと思います。

○桜井委員 しかるに政府は、中期計画によってアジアに対しては年率一・七%、アフリカに対

しては三・七%の輸出の伸びを計算いたしております。これらの国々の国民所得の伸びよりも高い。したがって米、英、仏、独、伊等の西欧諸国を席巻して、わが国が輸出シニアを低開発国に拡大するということになります。確かに現状ではこのような傾向は認められますが、今後も継続してそうだとすることは、先ほども申し上げたとおり非常に困難であります。これに対処する方策は、先ほども申し上げましたが、一つには貿易構造の転換を強力にはからなければならぬ。二つには、技術援助並びに経済援助であります。ことに開発援助は重要であります。ところで、この開発援助、開発輸入の問題につきましては、昨年わが国は国連貿易開発会議へ提案いたしてもおるわけでございます。しかも、これは石油について特に有効だと考えられるのでありますが、政府の見解はどのようなものであるか、あらためて伺いたします。

○大慈彌政府委員 開発輸入全般につきましては、恐縮でございますけれども、通商局長をいま至急呼んでおりますので譲りまして、石油につきましましては、石油の開発をいたしますと、金額も相当大きな金額になりますし、国際収支の改善ないしは経済協力の観点から申しまして有効であるうと思っております。

○桜井委員 どうも私の質問に答え得るような方がおいでにならなくて残念でございますが、とにかく一応審議を進めます。

ところで、わが国の原油の供給の上で、国内産石油、アラビア石油、北スマトラ石油並びに外資系原油の比率はそれぞれどうなっておりますか。

○大慈彌政府委員 わが国に対する原油供給のうち、国産原油等の比率でございますが、四十年度の輸入計画によりますと、国内生産は総量の一%弱であります。対外開発原油は、アラビア石油、北スマトラ石油でございますが、約一五%になっております。残りがそれ以外の一般輸入でございます。約八四%、こういうことになっております。

す。

○櫻井委員 次に、石油精製の分野で、外貨系と民族系の比率はどうなっておりますか。

○大蔵政府委員 精製能力でいいますと、民族系が三十九年度末で四四・二％、外資系が五五・八％ということで、約四五と五五くらいに比率になります。それから販売でいいますと民族系はもうちょっと落ちてまして四一％、四割ちょっとということになります。

○櫻井委員 次に、外資系精製会社といっても国内法人であると思うのですが、どうですか。

○大蔵政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 そこで、現在の政府の方針は、外資系であると民族系であるとを問わずみな平等に取り扱い、ことに設備投資の場合も石油需給関係を基礎として許可するのであって、申請者にはだれをも平等に取り扱っていると思われませんか。

○大蔵政府委員 石油精製の許可にあたりまして、御指摘いただきましたとおりでございます。まして、特に外資系ということで差別はいたしていません。

○櫻井委員 そこで結果としては、わが国経済の最大の基礎であるエネルギーの源泉を国際石油カルテルに押えられ、利益の一番大きい産油の分野は彼らにとられ、あまつさえ精製の分野でもひもつき原油の輸入ということでもまたまた利益をとられ、前に述べたように国際収支の膨大な赤字を招来し、国民経済の心臓部にメスを突きつけられ、生殺与奪の権を握られているといっても過言ではございません。

○大蔵政府委員 フランスでございますが、石油は民営でございますが、政府が出資をしております会社といえますか、精製関係それから海外の関税関係に政府が出資をいたしております、国内のシェアの確保それから海外の開発ということ

に非常に力を入れております。

○櫻井委員 フランスの石油政策は、非常にフランスの国民経済あるいは国家の安寧という点から強力なものとして行なわれております。そこで英、米、蘭におかれて第二次世界大戦石油開採に乗り出した西欧三カ国すなわち西独もイタリアも、フランス同様国による強力な施策が現在着々行なわれております。

ところで、まず原油にしばってお伺いいたしますが、産業構造審議会の総合エネルギー部会の答申にもあるとおり、また仏、独、伊の石油政策にもかんがみ、低廉かつ安定的、安全に原油を確保するには、そしてナショナル・インタレストの確保のために国の施策による協力を得るような、わが国自身の力で採油できる原油を供給量の三割、四割は確保すべきだと考へるのであります。こうすることによって初めて原油の購入の場合の、国際石油カルテルのひもつき原油による不利を減殺し、自由な立場に立つて低廉な原油を手に入れることができ、国民経済に大きな利益をもたらすとともに、外国資本により首を締められる心配もなくなり、安全に石油を確保でき、真の意味での国の独立が達成できると思ふのであります。政府としての見解はいかがなものでござい

○大蔵政府委員 原油の安定かつ低廉な供給の観点から、海外開発を行ないまして、一定のシェアを確保するということは御指摘のとおりでございます。まして、ぜひその方向で続けるべきだと思ひます。

ただし、四十年代でございますが、原油を現実的に三割なり四割を達成するというのも量的に見て非常に困難であり、容易なことではないと思ひますが、長期的にはその方向で努力を続けるべきだと考へます。

○櫻井委員 さらに供給の安定性と安全性を確保するために、原油供給先の分散をはかるべきであるとも答申されております。この点についてどう考へておりますか。

○大蔵政府委員 安定的供給の観点から買い付け先の分散化ということも御指摘のとおりでございます。まして、海外開発を促進する、あるいは買い付け先として特にソ連の原油等もございします。で、買い付け先をできるだけ広げるといふ方向が望ましいと考へます。

○櫻井委員 三割、四割の石油を確保するといったしまして、ただいま御答弁がありましたとおり、石油需要の伸びからいって、昭和四十七年には二億トンになるのであります。したがって三割で六千万トン、四割で八千万トンを確保しなければなりません。もしこれを七カ年計画で実施するならば、これはたいへんな事業であります。政府は本年度七億円の財政投資資金を出して石油開発株式会社、インドネシアのセラム島、ブニウ島及びブニウ沖並びにマハム沖の三カ所の試掘をさせる計画になっております。この程度ではいまだことは実現できません。七カ年石油会社社の探鉱費だけで毎年三億は支出いたしております。そしてまた西ドイツは六年間七百二十億、すなわち一年間では百二十億を探鉱費として国が援助し、しかもこれは成功払いとなっておりまして、これに比較してわが国はあまりにも少ない。この点はどのように考へておるのでござい

○大蔵政府委員 インドネシアの開発でございますが、御指摘いただきましたように、四十年代は七億円という出資でございます。これに民間等の金を合わせまして十一億という計画を考へております。海外の各国が石油開発に使っております金は膨大なものでございまして、比較をしますとはなはだ少ないわけでございますが、初年度として開発に手をつける、探鉱を実施するという観点からいいますと、一応この程度で対象の三カ地点は参加できるのではないかと考へます。今後本格的に開発がその地点で始まりますと、相当な金額が必要になるかというふうには考へております。

○櫻井委員 初年度といたしましてはあまりにも少ない。そして先ほども申されましたが、十一億

円のお金でSKが探鉱するわけでございますが、SKにはその程度の能力しかないのでございします。また、日本の技術力は総力をあげてもこの程度の能力しかないのでございします。

○大蔵政府委員 石油資源開発会社としましては、国内の探鉱も従来どおり進めていくということにしておりまして、技術者の観点からいいますと、ちょうどこれだけだということはないと思ひますが、初年度としてはこの程度のことからスタートしてもよろしいのではないかとこのように考へております。

○櫻井委員 私のお伺いしたのは、技術者はその程度しかいないのか、また、能力はないのか、日本の技術陣には、そういうふうにお伺いしたのであります。

○大蔵政府委員 日本の技術者の能力は非常に高く国際的にも評価されております。これはアラビヤ石油の成功以来でございますが、各国から協力を要請される、こういう状況にございします。で、技術的な能力は、高さは十分高いといふふうに考へます。それから量的問題でございますが、大規模な開発をするということになりますと、今後これ以上人をふやさなければならぬ、技術者を次々に養成していかなければならぬと考へますが、現状では、インドネシアの三カ所はもろん問題はない。しかしこの程度から進むのが技術者の、SKの技術陣の量からいってよろしいのではないかと、そういうふうには考へております。

○櫻井委員 現にイランがペルシャ湾の広大な地域の物理探鉱参加会社を公募した際や、アルジェリア政府の公募会社の呼びかけに対してもわが国からは応じたことがなく、また、ほかの十三カ国にも及ぶわが国に対する石油開発申し込みに対して政府は辞退、見送り、懸案のままであり、インドネシアを除いてはどれ一つとして成約にこぎつたものはありません。フランス、ドイツ、イタリア三カ国の石油会社が最近五カ年で五十件以上も新たな海外利権を手に入れたに比較して、あまりにも世界の大勢におくれ

このようには考えませんか。

○大蔵省府委員 海外からの申し込みは、御指摘ございましたように非常にたくさんあるわけがございます。昨年度も中東班と、それから東南アジアに調査に出しましたりしておりますが、海外との開発の条件、それからわが方の資金量、いろいろむずかしい点がございまして、御存じのとおり四十年度はインドネシアの三カ所、こういうことに限ったわけでございます。

○樺井委員 私の間は、世界の大勢におくられるとは思いませんが、こういう質問であります。

○大蔵省府委員 世界の大勢から申しますと、もう少し手広くやったほうがよろしいと考えます。

○樺井委員 先ほども申し上げましたとおり、七カ年計画で六千万トンないし八千万トンをもし確保しようとする、それがよろしいのだ、こうお考えになるならば、この程度で出発し、この程度で始まったのでは、いつのことやらわかりません。

しかも、利権というものは、そうごろごろころがっておるわけでもない。世界じゅうが分割されてしまったならば、あとから入ったって間に合いません。世界じゅうから申し込みのあるときに、向こうから協力してくれと言っているときに、われわれが出ていかないなら、これは世界の大勢におくられるはずであります。あとになって悔やんでも間に合うものではないと考えます。私は、世界各地において、わが国にも石油採掘権を与えてくれるようなところがあるならば、どこを掘ってもいいのではないかと。しかし、現実にはスエズ運河の通航料が六千万トン以上の船に対しては高くなっている点から考えて、主としてわが国への石油供給圏はスエズ以東にならざるを得ないし、ヨーロッパは逆にスエズより西になるでありましょう。したがって、重点がインドネシアに指向するのはやむを得ないけれども、能率からいけば、中東のイラン、イラクの開発も重視しなければなりません。したがって、イランの国際入札からはずれたことは非常に残念であります。また、先ほど言ったとおり分散をはかる意味において、

パキスタン、ビルマの開発に協力すべきであります。ビルマの採掘からはずれたこともまた残念であります。この点、政府はどのように考えておるのでありますか。

○大蔵省府委員 海外の開発につきまして、ただいまビルマのお話、パキスタン、イラン等ございまして、そういう箇所を開発することにならなかつたというのは残念に思います。開発の規模としては、もう少しこの際積極的になるべきではないかというふうにも考えて、今度の総合エネルギーの調査会でも当然海外開発のテンポというものは検討させていただきたいと思っておりますが、現在も石油の審議会では検討するつもりであります。

○樺井委員 次に、私はスエズより西でも日本は採掘すべきだと思っております。現に、エジプトもアルジェリアも協力を求めてきております。この場合、必ずしも、そこで生産された原油をわが国に持っていく必要はないとは限りません。十六万トンタンカーで喜望峯を回って持ってくる差しかありませんが、産出した原油をヨーロッパに売って、そのドル収入で近くから石油を買うということもできます。この場合、ヨーロッパに対する販路を確保する意味で、たとえばフランスなりドイツなりイタリアなりと提携することも有利だと思っております。この点、政府はどのように考えているのでありますか。

○大蔵省府委員 従来、海外の開発原油につきましては、安定供給源の確保という意味から、国内に搬入することをたてまえて今日までできております。しかし、お説のように、全部一〇〇％持つてこなければならぬということにはならないかと思っております。開発の場所あるいは開採原油の、たとえば硫黄分が非常に多いとか、そういう質の問題とかいろいろございまして、海外に適當な提携先を見つければ、海外に売ることによってドルをかせぐということも十分考えてしかるべきだというふうにも考えます。

○樺井委員 また、フランスからすでに申し出があるところ、オーストラリアなりカナダなりで採掘する場合、提携することも必ずしも不利とは言えません。この点、政府はどのようにお考えでございますか。

○大蔵省府委員 提携の内容次第によつては、そういうことも十分考えられると考えます。

○樺井委員 また、中近東の石油が概してサルファ分が多く、このことが公害発生の理由ともされております。これを薄めるためにはサルファ分の少ない石油が必要であります。そこでインドネシアの石油もよいが、それ以外に良質なソ連原油の輸入が考えられます。現に出光は若干この方法をとりしております。そして、ソ連原油をわが国の総需要量の一割程度輸入することは何ら国家利益に反するものではないと思つておりますが、またこの点につきましては日本の石油の最高の学者といわれる方もそのようにおっしゃつておるのであります。政府の見解はいかがなものでありますか。

○大蔵省府委員 ソ連原油の輸入につきましては、御指摘いただきましたように硫黄分が非常に少ないという意味で、高い硫黄分の原油とまぜるということでは非常に有効だと思つております。何割くらいまでよろしいかというのは、明確には特に何割ならよろしいかということではございませんが、相当輸入しても差しつかえないというふうに考えます。ただ現実には値段の問題がございまして、あまりふえてないという状況にございまして。

○樺井委員 ソ連原油につきましては、御承知のとおり国際石油カルテルの謀略によつて、数年前イルクーツクからナホトカヘパイプラインを引く、そのパイプを輸出することを妨害されました。で、今日国際石油カルテルは、わが国を一番成長率の高い優秀な市場だと思つて必死になつてかかつておるようでありまして、われわれが国民経済の見地から、日本人としての見地からいくなれば、先ほど申し上げましたとおり三、四割はどらしてもわれわれの手で確保しなければならぬし、またソ連原油を一割程度、この程度は輸入し

たからといって何ら国家利益に反するものではありません。だが、昭和四十七年に二億トンの需要ということになりますと、一割といつても二千万トンであります。この二千万トンを日本に輸入するといふためにはパイプラインを、よほど大きなパイプラインを引かないと、とても輸入できるものではありません。したがって、シベリアヘパイプラインを設置する、ソ連に頼んでそういう方向をとってもらふということとは、単に石油業にとつて有利であるばかりでなく、鉄鋼業にとりまして非常に有利である、このように考へるのであります。このことはいまから準備を始めないと、いまから交渉を始めませんととも間に合いません。このことについて政府はどのようにお考えでございますか。

○大蔵省府委員 ソ連の油につきましては値段の問題等最近むしろ輸入量が、シエラが若干落ちぎみだという状況にございまして、今後パイプラインを引きまして長期的に入れるという場合にも、商取引の問題としていろいろ価格の問題とかその地の条件があるかと思つております。現在ではパイプラインを引いてくるという計画は聞いておりません。前にそういうことがありましたのは先ほど御指摘のとおりでございますが、今後どういふふうにこれを扱うかということは、現実の問題としてはまだ出ておりませんが、そういう問題がございまして検討させていただきたいと考えます。

○樺井委員 この問題は非常に大きな問題でございまして、実は通産大臣がおりませんと御回答はできないだらうと思つております。国の大きな政治の問題でございまして。しかもわが国の総合エネルギーの基幹をなす燃料政策の根本に揺れる問題であります。しかもわが国の鉄鋼業にも関連があります。ただいま局長さんはただ単に値段値段とおっしゃいますが、ソ連はCIFでこつちへよこしているはずであります。現在は黒海から小さな二万トン程度のタンカーで日本に運んでいるはずでございます。だからいろいろ問題が出るのであり

して、ひびきを八重に折ってやつとこさつとこやつてもらう。こういう状態で國のエネルギー政策として

うものはほんとうに確立しますか。先ほども申しましたとおり、低廉かつ安全、しかも安定的、これを確保するためには、三割というならば六千万トン、四割というならば八千万トン、これを国際石油に引き取れ、こう言うことはできませんか。当面すぐにもわが国でやればできることさえも実施していない。そういう弱腰だから何もできぬということにならざるを得ません。独立国の政治じゃありません。そういう意味におきまして、とにかくも日本の国民経済、日本国民の利益に立った政策を産産省が腰を据えてやっていたらいいと私は思います。そしていま申しましたとおり、日本の資本による精製会社を拡大しなければならぬ。そういたしますと、現在の許可方針ではできないはずもありません。現在の許可方針では総花的に、先ほども言っているようにやっているのであります。これでは日本の民族系の石油資本は育たない。だから許可方針を改めて、民族系の会社に優先的に設備投資を認めるべきだ、こう思うのですが、いかがなものでしょうか。

○大蔵省政府委員 現在の設備の許可の場合には、各社の操業率、それから販売実績、販売能力その他を考慮して、逐次許可をしているわけでございます。特に外資系だということで差別をするというのをしないでいいことは、先ほどお答え申したとおりでございますが、民族系の会社が、実際にそういう販売能力の点についても実力を持つということが一番大切ではないかと考えます。そういうことで、本年度考えております共同石油の問題ということは、中堅企業を集約化をいたしまして実際に実力を持ってもらう、そういうことで販売の力も出、体質の強化をはかっていく、それが設備の許可にも結びついていくであろう、こういうふうな考えでおります。

○樺井委員 非常に考え方がみみっちいのです。先ほども申しましたが、もう一べん繰り返して申し上げます。昭和四十七年には二億トンにも及ぶ需要になるのだ。そして三、四割は国内で、国内資本による原油を確保しなきゃならない。それで

なければ外国の国際カルテルの支配から脱却することはとうてい不可能だとするならば、六千万トン、八千万トンという原油を日本の民族系の精製会社なり何なりにやらせなきゃならぬ。それが、ことしは四十年ですから、四十七年といえれば六年半しかない。六年半でそれを実施させなければ、ほんとうの意味での日本の独立した石油政策というものは成り立ち得ないのです。そこで、そういう場合に、いまのようなこそこそな手段ではどうにもならない。大きな方針を立てていかなければならない。そこでお金が必要であります。原油開発と石油精製の設備投資を合わせた場合は、その資金量はたいへんであります。現在では、いま申し上げましたとおり石油に関する何らの基本方針がないために外資系がますます強大となり、民族系の資本不足の結果、外国石油会社に借金をするので、そのたびに原油のひもつきがふえるばかりであります。したがって強大な国際石油資本によるエネルギー支配、そしてこれを通ずるわが国経済支配を脱却し、国民経済の真の独立を確立するということはたいへんな事業であります。そこでイギリスにおけるBPやフランスにおけるCFPやイタリアにおけるENIのようなインテグレイテッド・オイル・カンパニー、すなわちわが国の事情に合った国策会社をつくるのがぜひ必要になつてまいります。特にこの場合、採油、精製、販売まで一貫したものをつくるのが大切であります。そしてこのためには、戦争直後に傾斜生産方式というのをとりました。石炭、電力、鉄鋼等で行なったのであります。こういうぐあいの強力な方針を打ち立てないならば、一社で日本の国家予算の倍にも及ぼうとする国家石油会社に太刀打ちすることはとうてい思いも及ばせん。このことは、日本の民族系石油精製会社あるいはアラビヤ石油でさえ今日まで開銀融資の対象となっていない。それほど国家はないがしろにしていた。ましてふしぎな現象であります。この点につきまして通産大臣、そして資金に関係がございますので大蔵省の見解、この点をどの程度の覚悟を持って

臨もうとしているのか。総合エネルギー調査会をつくるにいたしましたも、初めからだつくるんじゃないくて、決意がなしには話になりません。その点についての御覚悟のほどをお伺いしたいと思います。

○樺井委員 石油政策の重要性はいまさら申し上げるまでもないと思うのであります。したがって、私といたしましては海外原油の開発、邦船タンカー船腹の増強、貯油の増強、国産原油及び天然ガスの開発など、各種の施策を総合いたしまして石油政策に万全を尽くすべきだ、こういう立場で行政を指導しておるわけでございます。

○内田委員長 通産大臣から、大蔵省を含めて資金の確保を期する旨を……

○樺井委員 次は、エネルギー部会の報告にもあるとおり、欧州諸国同様三、四カ月のストックを持つべきじゃないのか。欧州でもEPCで勧告がございしますが、現に重油が切れてあわてて輸入するということのようなことがしばしばあります。このことは最近特にLPGにあらわれております。そうするとタンカーの配船が計画的に行なわれず、非常に不経済にもなっております。したがって、一朝局地的な動乱その他による場合に準備するばかりでなく、平生このことが必要になつております。この点政府はどのように考えておりますか。

○大蔵省政府委員 安定供給の面から、適正量の原油在庫及び製品在庫を持つことが必要であると考えます。ただし、現実には国際収支上の問題、といったことは、大量のストックを持った場合の外貨の問題でございまして、それから国内の資金量の問題等がございまして、本格的な貯油政策というものを取り上げるまでには至っておりません。現在は約四十日分程度の在庫を持っておりません。

○樺井委員 この問題を解決するためにも、先ほど申しましたとおり非常に重大な背景となる諸施策がなしにはできないのであります。しかし、これはやらなきゃならないことであります。この点は特に指摘いたしておきます。

次に、LPGガスの利用が爆発的に増加してまいりましたし、また各種災害の発生に伴いまして社会的問題にもなっております。そこで、総合エネルギー政策の一環としてLPGガスの将来についてお尋ねしたいのであります。まず前提といたしまして、エカフエの二十一回総会が本年三月十六日からニュージーランドのウェリントンで開かれました。ここにおいてわが国はどのような提案をいたしましたか、また、どのような決議がなされたか、この点科学技術庁から御回答をお願いします。

○樺井委員 第二十一回のエカフエの総会では、科学技術の立場から経済企画庁及び通産省から出ました代表団員と相談して各国に呼びかけ、決議を成立せました。その内容は、エカフエ地域の開発に科学技術を活用するということの必要性を強調したものでございます。その協力の具体例としましては、現在科学技術庁において調査中のものうち、コブラ、トウモロコシ、サトウキビ、そういうものについて考えております。コブラ、またトウモロコシ、サトウキビ、それぞれございしますが、いずれにしましても科学技術によりまして新用途あるいは従来よりも用途の増、そういうものを考えて、一次産品の輸入増、現地の工業化、開発ないしは輸入先のスイッチ、そういうものをやるべく、国別、資源別の具体的な処方せんのございまして、目下四十年年度予算をとって具体的な調査を進めております。例につきましてはございしますが省略いたします。

○樺井委員 貿易や低開発援助の一般論につきましては本日はやめるにいたしまして、本日は科学技術庁のいま申されました協力について、もう少し具体的にひもとつてお教え願います。

○樺井委員 利用の例は、コブラは食品原料、工業原料、家畜のえさということで総合的に使うということ、たとえば工業原料として、現在下水処理の障害になっております合成洗剤の欠点、

策がなしにはできないのであります。しかし、これはやらなきゃならないことであります。この点は特に指摘いたしておきます。

これは下水処理の機能を果たし得ないということですが、そういうものの対策としてソフト洗剤を開発、普及する。それからサトウキビにつきましては、そのしぼりかすである例のバガスをパルプにする、あるいは糖蜜みつを原料としてグルタミン酸、リジン等のアミノ酸をつくることは現地で工業化できるのではないかと。それからトウモロコシにつきましては、非常に地力を消耗します。そこで、栽培技術の開発をやりまして品種改良、地力の維持、なお貯蔵、輸送技術を改善いたしまして、かりに日本が買入場合に継続安定して輸入できるような見通しを立てる。そうしますと、現在東南アジア以外から買入しているところを東南アジアに切りかえてずっと日本に輸入する、輸入増でございします。あるいはトウモロコシのばかでかい穂軸は一般に役に立ちませんが、その穂軸からフルフラールをつくるというように、これも工業化できるのではないかと、そういうことでございします。

○桜井委員 次に一次産品の輸入の問題は、昨年ジュネーブにおける国連開発会議のときも、日本が低開発国からつるし上げられ、恥をかいたほどの問題でございました。私はこの問題について、昨年も当委員会において、そしてこれは予算委員会の第四分科会で質問いたしました。が、不明確な答弁しか得られませんでした。農林省はこの問題について、基本的などのような考え方を保持しているのか、またこの問題に関する基本的調査研究を現在までやっているのかどうか、そしてもしやっているならばその調査研究についての資料をちょうだいしたいと思ひます。

○林田政府委員 私、園芸局関係だけ所管をしておりまして、農林省全体のほうを所管してないでございします。が、一次産品の低開発国からの輸入問題は、もう昨年からの問題でございまして、特に最近にはジュネーブにおきまして、いわゆるケネディラウンドによりまして関税一括引き下げ問題が農業につきましてもこの五月ごろから始まることになっておりまして、農林省といたしま

しては着々準備を進めておる次第でございします。ただ農業問題は、御承知のように世界的にもむずかしい問題でございまして、特に日本におきましては零細農がその多数を占めておるという状態でございまして、くだものにつきましても……。

○桜井委員 聞いたことだけ御回答願ひたいのです。私がお伺ひしたのは、この問題に関する基本的調査をやっておるかどうですか。

○林田政府委員 やっております。

○桜井委員 その資料はあるのですか。

○林田政府委員 資料はございします。が、現在はおむろの関税の一括引き下げという問題に対処しておるような状況でございまして、そういう資料はあるわけでございします。が、先生のおっしゃいますのがどの程度の資料か、ちょっとはつきりしないのでございします。概括的な資料はあるわけでございします。

○桜井委員 農業問題が非常にむずかしい問題であるというところはよく知っております。各先進国も各種保護政策を行なっており、いろいろと苦心いたしております。わが国においても重大な影響がございします。で、簡単に輸入を増加させることはできません。だから自由化や輸入増大をしないにしても、これができない理由を、ことばだけではなくて、確固とした各種の政策を現実的に実施することによって低開発地域の国々に納得してもらわなければなりません。そしてまた、もしわれわれがこれに対処して国内農業政策を転換できるなら、そのできる転換策も考えるべきであります。この点についてはどのようにお考えですか。もう研究が済んでいるなら資料があたりだらうと思うのです。

○林田政府委員 いろいろ種類がございします。で、概括的に申し上げさせていただきますと、やはり今後低開発国の開発というのを考えましたならば、ある程度の輸入の増大とか、あるいは関税の引き下げとか、そういうことが必要になってくるかと考えておるでございします。しかしながら、国内における農業保護ということが一方にお

いてどうしても必要でございします。で、そういう観点から、日本の農業の生産性を上げていくということが焦眉の問題でございまして、そのために、農業の生産基盤の改善とか、あるいは農業構造を改善してまいるとか、そういうことにつきまして現在努力をしておるような次第でございします。

○桜井委員 ただ単なる生産性の増大だけでは、需要のないところには販売はできません。生産性が増大すれば外国との競争において勝つということはあり得ても、需要があつて初めて売れるのであります。だから生産性だけ上がっただけでは問題は解決いたしません。

そこで、低開発国からの輸入で一番大きな影響を受けるものの一つとしてタピオカや糖みつがあります。これはわが国農業で米麦について三位にあたるカンショ、バレイショに大きな影響を与えます。ことにカンショへの影響は大きい。そこで作付転換はますますにはできないにしても、あるいはむずかしいにしても、もし温帯性野菜や果実の生産のできないシベリアあるいはその他南方のシンガポールでも、諸外国にマーケットを発見し得て、しかも輸送が可能ならば、イモづくりを野菜や果実の生産にかなり切りかえることは不可能ではないかと私は考えるのであります。そして、これは冷蔵輸送が絶対に必要であります。私はこのことを昨年も当委員会でも申し上げましたし、先ほどの四分科会で指摘いたしました。もう一度農林省の見解をお尋ねいたします。

○林田政府委員 先生仰せになりますように、冷蔵輸送が可能になりましたならば非常にけっこうだと存じておる次第でございします。それで、現在南方に対して輸出いたしておりますものは、果実とかあるいは野菜を入れます大体二万五千トンぐらいでございまして、冷蔵輸送につきましては、南方におきましてもコールドチェーンがある程度確立をしまつてまいるといふことも必要でございまして、急にふえてまいるといふことはなかなか

か困難であらうと存じております。今後そういう……（桜井委員「シベリアはどうですか」と呼ぶ）シベリアにつきましても最近次第にふえておりますが、大体秋から冬にかけての輸出ということにございします。たとえばリンゴとかあるいはバレイショとか、そういう品物でございまして、したがって必ずしもその冷蔵輸送が必要であるかどうかというところは問題であらうと思ひます。が、聞いておるようなところでは、シベリアの需要も急速にふえてきておるようでございまして、今後大いに検討いたしまして、輸出をふやしてまいりたいと存じておる次第でございします。

○桜井委員 ところで、冷蔵輸送は単にこれにとどまらず、食肉あるいは鮮魚の輸送、さらに食品衛生等にも大きな影響があるはずであります。そこで、冷蔵輸送はどのような利益があるのか、科学技術庁から御説明願ひます。

○橋政府委員 基本的効果といたしましては、食品の品質を落とさないで貯蔵できるということにございします。それから二次効果が発生するわけで、大よそ三つございします。第一に波のない出荷ができる。そのため生産者にとっては、いわゆる豊作貧乏、豊漁貧乏というように、価格が安定し、常時入手できる。輸送面では、ピークが発生しない、そういうこと。それから第二の点は、冷蔵でありますから、添加物や食塩等を用いないで食品の保存ができるということ、いわゆる化学的添加物の使用あるいは食塩の過剰摂取といううなことが問題がある向きもある、これが回避できます。それから第三の点は、変質しないということ、したがって、当然ですが鮮度が向上し、資源のむだが減る。現在のようなら三十八年の食品はなくなるであらう。ついでながら三十八年の食品需給表によれば、野菜二十三品目について約二〇%近く、果実だけをれば総量の約四〇%程度近くというものがロスになっております。それから効果のさらに発展した場合は、いろいろ食品の等級、規格、生鮮でございしますが、そういうもの

がきまり、検査保証という制度が確立されま
す。生鮮食料品が次第に一般の食料品に近くな
ってくる。したがって電話で取引ができる。現品取
引がなくなつて、したがって商品が産地から直送
され、いわゆるセリにからなくても済むような
こともいづれは出てくるであらう。そのために直
送による輸送の合理化がある。ついでながら現在
東京に持ち込まれる生鮮食料品は、四〇〇程度は
一たん入りますが、また外へ出ていってという
状態でございます。さらに低温流通が産地加工
というふうなことも組み合わされました場合に
は、産地で殺す、そこで加工して一部低温で保存
しておく、いわば農家の保有肉とも称すべきもの
ができて、農家の食生活の改善、あるいは輸送面
でも、牛を送らなくても肉を送るというふうな当
然な合理化がある、以上でございます。

○櫻井委員 そのような効果があることはわか
ります。諸外国への輸出というのを別途にいた
すにいたしても、技術的にまず完成し、経済的
に採算のとれるものとして、ある程度国内で普及
することが必要であります。これなしに海外へ
ということが不可能でございます。そこで、たと
えば北海道の牛乳を市乳として東京に供給した
り、関東の野菜を北海道へ持つていくことが可能
であるならば、国内問題の解決にも直接役立つ
のであります。そして私はこれは可能であり、成
功する見通しがあると考えるのですが、このこと
をやってみる気はあるのかないのか、農林省にお
伺いたします。

○吉岡説明員 LPガスを利用いたしまして牛
乳、食肉、鶏卵、アイスクリーム等を冷蔵輸送
するという問題につきましては、最近研究が進め
られております。そして、その一部につきま
すすでに実用化試験、そういうような段階にな
つておるわけでありまして、私たちといたしま
しては、その成績を見まして、将来普及の可否
を決定したいと思つておりますが、中間の段階
で、ただいま私たちが聞いておりますところ
では、あるメーカーにおきまして、牛乳とアイ
スクリームのL

Pガスによる冷蔵輸送というものを実験的にや
つております。結果につきましては、牛乳の輸送
につきましては難色はないようでございますが、ア
イスクリュームの輸送という段になりますと、マ
イナス二十五度というふうな低温に維持する点に難
点があると聞いております。それからもう一つ、
故障の問題もございまして、いま直ちに全国的な
規模でこれを実用化の段階にするのはまだ早急な
段階ではないか、そういうふうに考えております
が、おいおい設計も進み、改良も加えられます
が、相当程度実用化になるのではないかと、そう
いうふうに考へておる次第でございます。

○櫻井委員 科学技術庁、どのように考へてお
られますか。

○橋政府委員 北海道の牛乳につきましては
いたします。

輸送コストは一般的に大量輸送がいい、ある
いは長距離の場合は海上がいいというものが原則
でございますが、牛乳の場合は、北海道の酪農地
域から必ずしも海上の大量輸送ができるかどうか
という問題があると言へます。科学技術庁では、
四十年の予算で小型のLPガス冷蔵船、この試作
を計画しております。陸上のLPガスの冷蔵車に
つきましては、いま農林省のお答えとおりでござ
います。アイスクリームにつきましても、かな
り東京―阪神間の長距離輸送に成功はしてござ
います。それから実際に販売されつつあります。し
たが、四十一年度は予算をとりまして、LPガ
スの冷蔵船によって実際に酪農地点の北海道から
関東市場に送つて、はたしてその経済性がどう
あるかどうかという検討をやるべく、いま考へて
おります。

○櫻井委員 次に、消費面への影響として、LP
ガス冷蔵輸送が大気汚染や食品衛生上どうい
う意味と価値を持ち得るか。厚生省来ておりますか。
あるいは通産省からお答え願ひます。

○大蔵政府委員 排気ガスの問題でございま
す。自動車の排気ガスにつきましては、LPのほ
うがガソリンに比べまして一酸化炭素も少ない。

それからオクタン価を上げるための四エチル鉛等
もございませんで、公害上はLPガスのほうが
よろしいということになっております。

○櫻井委員 たとえば魚のような場合には、最近
オーレオマイシンを使つております。そして、こ
れは必ずしも衛生上よろしくございせん。こ
ういふ点につきまして、厚生省がおならなければや
むを得ませんから、科学技術庁から簡単に御説明を
願ひます。

○橋政府委員 いまの件は、特定のカメラボコ
のとき二次製品、そういうものの原料魚としての
魚、そういうものを小さな船でとるために、正規
の冷凍ではなくて、水詰めにしておられます。そ
の水にオーレオマイシンが法定量入つておる。そ
れが往々にして、法の限りにおいてはあつても
ないのですが、一般になんで食べるものにも、取
り締まりの目をくぐつて出てくる、そういう問題
点であるかと思ひます。また原則論として、抗
生物質を食品に添加してはいけないという食品衛
生法の根本精神から見てもどうかという御質問と解
釈いたしますが、その点につきましては、食品衛
生法ではそういうことは好ましくないという原則
でございまして、さりとて漁村の場合にオーレオ
マイシンの水を使わなければいけないという問
題、これはまた別でありまして、そういういわ
ゆる社会開発ですか、人間の保健衛生の問題と、片
方そういう漁村振興とか、そういう問題とのい
わば不一致とも言ふべきものが、一応科学技術
の介入によつてこれを解決できるものと思つて
おります。

○櫻井委員 それにしましても、魚をとる段階
で、この漁船はディーゼルエンジンを使つて重油
をたいておられますが、そして水を使つて冷蔵
しておられますが、これにLPガスを使った場合に
は冷蔵も兼ねることができまふし、船の貯蔵面積
が広くなりますから、魚をたくさんとつてくる
ということができると思ふのですけれども、この
点、科学技術庁はどういうふうに考へますか。

○橋政府委員 いまの点は、氷の分だけ魚を余分
に積むことができることは事実でございます。し
たがって重油とLPガスの値開きの点について
は、これを相殺し、かつオーレオマイシンの水
を使わないというのはメリットがある、目下これ
について調査を進めております。

○櫻井委員 いま科学技術庁からいろいろとLP
ガスの冷蔵による問題につきまして、こまかい
その非常に進んでいる点の説明がありました。と
ころで、漁業燃料としての重油の料金は非常に安
い。LPガスの使用は奨励されなければなら
ない。科学技術庁からすでに一月二十六日各省に
対して、その点についての勧告がいつてはいるはず
であります。LPGの税金はどう取り扱つたらよ
いのか、これは奨励するのがいいのか悪いのか、
そしてまたそうした場合には、重油の税金との関
係からいふたらどうしたらいいのか、その点につ
いて、まず奨励すべきものかどうか、そしてその
場合における税金に対してはどう考へるのか、通
産省からお伺ひします。

○大蔵政府委員 現在LPGで税金が問題に
なつておりますのは自動車用でございまして、自
動車の税金だけが問題になっておりますが、そ
のほかについては現在考へていない状況でござ
います。

○櫻井委員 私は重油との関係について御質問
したので、もしLPガスが、いま言いましたとお
り奨励されるべきものだとするならば、漁業にお
ける重油との関係についてどう考へるか。

○大蔵政府委員 奨励されるべきものでござ
います。税金はかけるべきではないと思ひます
が、現在は自動車のLPGだけが問題になつて
いる状況でございまして、ちょっと質問を取り違
えて……

○櫻井委員 どうもいままで問題になつてない
というところからいふと、どうも問題でございま
す。この際、通産省でもつてよくその点も検討
していただきたいと思います。
次に運輸省にお伺ひしますが、ガソリンとLP
ガスとの大気汚染について、先ほど通産省から

LPガスのほうがいいんだ、こういうふうに言われておりますが、この点について運輸省は、公書上の問題からしてどう考えているか、御質問いたします。

○中野説明員 お答えいたします。公害防止の關係では自動車の排気ガス、これはなかなかたいへんだらうと思いますが、通産省のほうでいろいろお答えになったと同じように、私のほうもいたしましてLPGのほうが効果があるというふうに考えております。

○櫻井委員 それならば税金についてどう考えますか。いま通産省のほうでは検討していると言いましたが。

○中野説明員 ガソリンに税金がかかってございます。したがってガソリン税との均衡上、キロ当たり今度十七円五十銭ということになりましたが、そういう均衡上やむを得ないというふうなことでありますけれども、ただ価格が安定いたしております限り、一応そういうことで考えております。いろいろ問題もございましたが、話し合ひまして、四月から実施というのを一応本年一ぱい実施を延期していただいたというふうな状況でございます。

○櫻井委員 LPガスにつきましては非常に問題が多いようでございますので、よく御検討をお願いいたします。

次に、北海道から東京に市乳を運搬することにつきまして、先ほど農林省や科学技術庁のほうからは御説明があったのですが、私は、この間の本会議の答弁で何か運輸大臣は、大量集荷が困難なので船による輸送はむずかしい、こういうようなことを言ったようにちょっと記憶しておるのですが、こういう点につきまして運輸省はどのように考えておるのですか。

○中野説明員 北海道あるいは東北地方でなま牛乳が夏季には過剰化傾向にあるというふうに向っております。それを本土に持ってまいりますにつきましては、いま先生からのお尋ねは船舶でございましたけれども、専用船をつくりましてそれを充

てるということになりますと、それを集荷しますのに何百トンということになりますと、相当な期間北海道の港に停泊しなければなりませんし、また船足がおそいということによりまして質の低下ということも考えられまして、いろいろ問題点があるかと思ひます。したがって、そういう経済性なり安全性その他いろいろ全般を考慮して検討してまいりたいと思ひますけれども、当面さしあたって船舶による輸送は困難じゃないかと思ひます。ただ、かわりまして鉄道におきましては、三十九年度に試験的にいろいろ検討いたしまして、四十年年度には冷蔵車によります輸送ということを行なつてみたい、こういうふうな思つております。

○櫻井委員 運輸省のほうでは困難だと言ひますし、科学技術庁のほうではできると申します。この点につきまして、まだ技術が開発途上でございますので、あるいはそういう点も無理もない、こう思ひますが、しかしいざしれにしても科学技術が近代の世界をつくつていけるのでありますから、それに対して、運輸省の方面におきましても農林省におきましても、もっと本格的に取り組んでもらうという姿勢がほしい、このように考えます。

次に、コールドチェーンができるのであります。が、コールドチェーンは、商店や家庭に冷蔵装置が現在以上普及しなければならず、生活の近代化がまた急速に進まなければなりません。しかしその一方、これは流通の合理化が大きく展開いたします。そして消費コストの中で流通費の占める割合がわりあい多いのであります。中でも包装費は消費コストのうち六分の一を占めております。現在この包装費だけでも七千億圓に達しております。ここに大きな節約が可能となると思ひます。が、通産省はこのコールドチェーンをどのように考えているか、流通政策でございます。お伺ひいたします。——わからないようですからこうでございます。ただ、こういうことがわからないで

は、いま物価が値上がりして、しかも物価に對して流通面が非常に弱点であるといわれているときに、こういう問題について真剣に取り組んでいないから、答弁もできないような始末になるのであります。

LPGについてもうちちょっとお伺ひいたします。が、先ほど申し上げましたとおり、一月の二十六日にすでに各省に對してこのことは勧告されてゐる。だが、いまの答弁のように答弁ができないう。こういう事態、要するに各省の認識が足りないのであります。これに本格的に取り組むのにはもっと運営を強化しなければ、とてもできません。この運営を強化するために、運営要領とかその他、そういうものを成文化する必要があると思ひますが、こういうものをいまつくつてあります。か、科学技術庁にお伺ひいたします。

○橋本委員 各省ではつきりしたものはまだつくつておりません。ただし推進のための連絡会は、去る一月二十五日と記憶しますが、第一回をやりました。第二回は六月月上旬にやろうということになっております。

○櫻井委員 もう時間がございます。もうようです。で、非常にスピーディに申し上げますから、御協力をお願いいたします。

次に、簡単に原子力についてお伺ひいたします。が、原子力は将来のエネルギーとして重要であるばかりか、すでに今日でもかなり明るい見通しが持たれております。したがって、いまからしっかりとした施策を立てておきませんと混乱いたします。そして現在原子力発電株式会社の一号炉がすでに完成し、第二号炉も計画中であります。その他東電、中部電力、関西電力等がそれぞれ建設計画を持っております。このようにばらばらな開発体制で政府はよいと思つてゐるのかどうか。問題は、国民経済に及ぼす原子力の影響力は、たいへんなものであります。また、より高度の国策に關係するものであります。私は計画的、統一的な国による開発が必要であり、いまから施策をきちんと立てておかねばならないと思ひますが、政府の見解はいかがなものか。ございましょうか。

通産大臣からひとつ。

○櫻井内務大臣 詳しくは公益事業局長から答へさせていただきますが、お話しのように今後の原子力発電の重要性にかんがみまして、長期的に計画的に考えるべきだと思ひます。しかしながら、民間の電力会社におきましても、おのづから新しい発電源としていろいろ考えておるところでございまして、それらの点を総合的に通産省で指導いたしまして、今後のエネルギー対策として十分措置していききたいと思ひます。

○櫻井委員 電力会社の問題につきましては、九分割そのものに、すでに昨年も当委員会の問題になりましたが、問題があります。それにもかからず、原子力までそういうことになりますと、将来にとりまして非常に重大であります。したがってこういう原子力というふうな一國の運命を左右する問題につきましては、政府におきましてよほどしっかりと考えていただかねばならない。この点重ねて申し上げておきます。

最後に、この法案につきまして、ごく二、三カ所だけ御質問いたします。

各種調査会で海外調査まで行ない、すでにエネルギー問題についてはほほ意見が出そろつて、方向もほぼ一致いたしております。しかるに、いままで各種エネルギー政策がばらばらであるばかりか、ことに石油関係が無方針であったのはどういうわけか、その点について大臣からお伺ひいたします。

庄迫しておる。石炭の景気のいいときには電力が泣いておる。そのしつぱ返しがいまきておるわけですね。逆にいま石炭が泣いておるといふ形、こういうことをずつと繰り返しておる。ですからこの総合エネルギー調査会において抜本的な対策をきめて、それらのエネルギーの利害関係を調整しなければならぬ。ここで調整しなければ、どこにも調整するところはないですよ。調整をしてあとの細部に対しては、それは審議会でやる場合があるでしょう。ですから、これは個々のエネルギーの利害関係を調整する、こういうことをはっきりしておかないと、ただ需要はこのくらいになり、供給はこのくらいになるだろう、それで終わつたんではこの調査会というものは意味がない。これについて大臣はどういうようにお考えですか、お聞かせ願いたい。

○櫻内閣内閣 総合エネルギー調査会設置法案の第二条でその目的をはっきりしておるわけでごさいます。お話のような問題も当然この調査会で取り上げ得るものと判断をいたします。また、それらのお話し合いが十分であるためには委員の人数が重要であると思ひますので、おののエネルギー関係の方々を委員を委嘱いたしまして、この調査会が効果があるようにつとめたいと思ひます。

○多賀谷委員 政府としては、一体この調査会の調査をする問題点というものはどういふものをお考へておられるか、お聞かせ願ひたい。

○櫻内閣内閣 まことに概略的に申し上げてお縮でございますが、各種エネルギーの位置づけあるいは基本的な施策、こういうふうなものを検討いたしたい、こういうわけでございます。

○多賀谷委員 法案を出している以上、政府として何か心がまえがあるわけでしょう、問題点としてはどういふものをあげるのだという……。

○熊谷政府委員 大臣が抽象的には申し上げましたが、三つございます。第一は、各種エネルギー間の調整をはかりまして、どの程度の数量といひますか見通しになるか、こういう点が第一点でござ

います。第二の点は、それは簡単にはできませんので、基本的な施策というものが必要だろうと思ひます。石炭の試算ベースをこの程度にするためには、基本的な施策の方向としてはこの程度のものが必要だといふ施策が必要だろうと思ひます。そういう点、それから最後に各種エネルギーに通じます共通の問題があらうかと思ひます。たとへて申しますと、今後の関税等はどうか、か、税制の問題等もあらうかと思ひます。そういう三点を根本的に検討してまいりたい、かように考えております。

○多賀谷委員 エネルギーの基本政策については条件をつけないようにしてもらいたい。条件をつけないといふのはどういふことかといふと、端的に言いますと、かつてフランスからソフレン調査団を呼んで石炭調査を依頼したのが、そのときには、企業形態については触れてくれるなという条件をつけた。向こうは公社ですから、企業形態については一言も言つてくれませんでしたよといふ条件だった。私はソフレンの団長に会つて聞いたわけですが、なぜソフレンは企業形態について言わないのだ、こう言ひましたら、いやこれは契約するときの条件で、企業形態については入つてはいかぬといふことになつておりますからといふことであつた。こういうことがあつたのです。そこで私はこの調査会については、自由経済を標榜しておられる佐藤内閣でなければ、やはり調査会については私はあまり条件をつけてはいかぬと思ひます。ほかのほうは別として、石炭だけにどういふ例をとつてみて、一体これはやれるのだろうかといふ不安が、われわれの中に入つておつてもあるのです。いまから炭鉱が私的なベースとして投資をしていく価値があるのだろうか。いまから新しく炭鉱をやるといふなら全く私企業ベースに乗れない。しかしそういう点は石炭委員会でも私は発言しておりますから言ひませんけれども、いま佐藤内閣がやるならやうな方式がある。ですから、そういう方式についてもひとつ基本政策ですから十分考へてもらいたい、こういうふうに思ひます。これについて答弁をお願いし、さら

にこの専門委員とか臨時委員とか、いろいろ部会がありますね。部会はどういふものをお考へられておるか、これをあわせて御答弁願ひたい。

○熊谷政府委員 前段の条件の問題については、私たちがそういうものはつけない気持ちでおります。

それから部会は、石炭関係、石油関係、電力関係といふような部会を設けていきたいと思ひます。そのほか、全体的な総合エネルギーの需給部会等も設けてまいりたい、かように考へております。三つか四つにならうと思ひます。

○内田委員 会長 おはかりいたします。

○内田委員 会長 おはかりいたします。

〔異議なしと認めます。これを終局するに御異議ありませんか。〕

○内田委員 会長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○内田委員 会長 次に、討論の通告がございせんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員 会長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。本案に関する委員会報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願ひことに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○内田委員 会長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員 会長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後三時三十分開議
○内田委員 会長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。

内閣提出、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、坂川正吾君外十四名提出、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、麻生良方君外一名提出、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 先日の質問に引続き質問申し上げるわけですが、先日は、定議のところでは休應になつたわけですが、まず一千万円とかトンネル会社の問題については、政府はどうか公取委員会は、考慮するといひますが、そういう発言があつたと思うのですがその点もう一べん明確にしてください。

○渡邊(憲)政府委員 政府のほうとしまして、そこに相当の問題があることは認識している、しかし政府原案に何ぞその条項についての改正案を盛り込まなかつたかといふことにつきましては、まだ実態について多分に検討の余地があるといふ意味におきまして、政府原案においてはこれを盛り込むだけの進捗状況になつたといふことを申し上げたわけでございます。しかし、国会審議の過程におきまして、国会がその問題について一応修正なりどういふことなるといふこと自身は、これはわれわれのほうとしてとやかく申し上げる問題ではない、こういうことをお答えしたと思つております。

○田中(武)委員 なお引続き第二条の定義についてお伺ひいたすのですが、現在本法は、製造委託と修理委託、この関係だけを規律しているわけですが、ところが、いわゆる親会社と下請会社という関係は製造委託と修理委託だけでなく、たとえば土木建築あるいは運送契約等々の部面にもたくさんあり、むしろ問題なのは、そういった製造あるいは修理に含まれない分野においてよりひどいことが行なわれておる。こういうことは認めるのに公正取引委員会としてもやぶさかでないと思うのですが、この定義を広げるといふこと、これに

ついではどう考えていますか。

○渡邊(喜)政府委員 御指摘のように、現在の下請代金の遅延防止法は製造委託、修理委託というものを特に取り上げまして、特別な措置を講じております。特にこういう分について問題を取り上げたにつきましては相当の理由があると思えますが、最近のたとえば山陽特殊鋼の例などを見ますと、この定義に入らなもので、いわゆる常識的には下請というものに入っているものが相当あり、そこに私のほうで、その辺は直接法の対象の外にありますが、やがて言い方が足りないといひせもあると思いますが、相当かなりひどいことが行なわれているというこれは事実であります。われわれのほうとしましてこういう問題をどう取り扱うべきかという点につきましては、今後大いに研究していきたいと考えております。

も、いわば独禁法にありますが優越した地位を利用していわゆるそうした広い定義における下請というもののについて相当過酷なことをしているというものについては、やはり規制の措置を講ずる必要があるんじゃないかという考えのもとに検討をしていきたい、かように考えております。

○田中(武)委員 先日、山陽特殊鋼の社長等と呼ばしまして、委員会の都合で懇談会になりましたが、あの席上で渡邊委員長もお聞きのように、下請代金支払遅延等防止法という法律は知らなんだと答えているのです。そうして、御承知のように明らかな違反が出ておるわけですね。これが会社更生法によって、すでに当時とは状態が変わっておる。あるいは社長がやめた——といいますが形式ではまだ残っておりますが、まあやめたと同じような状態だ。こういうような場合に、明らかに下請代金支払遅延等防止法の違反があつてもそれは見のがしてはどうか。あるいは先日の懇談会で明らかになつた、違反を犯しておることは明らかかなんですね。こういうようなことに対してはどういう態度をとられるか、あるいは会社更生法の申請を出せば、いままでもやったことは全部まるになるのですか。

○渡邊(喜)政府委員 この間の懇談会には私も出席しておりました、山陽特殊鋼の社長の発言も聞きました。ああいう発言をするような状態にあつたということは私は非常に遺憾だと思つております。山陽特殊鋼につきましては、私のほうもある程度調査をし、そして改善方を指導しておる過程におきまして、日がたちまして今度の会社更生法の適用になつたわけでありまして、したがいましめて、支払遅延等防止法そのものについての勧告をするという段階の時期はすでに過ぎたように思つております。しかし、そういう過程においてこういう事実があつたということについては、われわれのほうとしては裁判所のほうにある程度の意見は出したい、かように考えております。

○田中(武)委員 裁判所のほうへある程度の意見を出したというのは民事ですね。会社更生法の手續を審査しているところへ出したわけですか。私の申し上げておるのは山陽鋼だけの問題じゃないのです。明らかなる違反を犯しておる。それがたまたま会社更生法の申請手続の開始といったようなことで明らかになつた場合、これをどういうふうに処理せられるつもりなのかということをお伺いしているのです。

○渡邊(喜)政府委員 下請法は御承知のように、いろいろ条項にもありますが、支払遅延防止に關する限りにおきましては、その促進方を勧告する、こういう問題になっておりますので、その限りにおきましては、会社更生法の問題が出てきますと、支払いの促進ということ自体は、勧告というところをお出ししてももうすでにちよつと時期が過ぎておる、他のことを考えざるを得ないのではないかと、かように考えております。

○田中(武)委員 この法律で規制せられていない分野において、より問題が起つていっているということはお認めになりますか。

○渡邊(喜)政府委員 その分野においても、やはり相当大きな問題があるということは、これは認識しております。

○田中(武)委員 現在のところでは、そういうのに対していわゆる刑事罰といふものか、そういうことを追及するといふたてまえにはなつていないように思うのだが、そういうことが今後たくさん出ると思うし、いままでもあつたと思うのです。その点について検討いたしますか。たとえば、過去にさかのぼつてこの法律を知らなかったと広言するあるいは明らかに違反しておる、こういうのに対して、そのまゝ見送る手はないと思うのです。規定はありますが、現在では七条の勧告が出た後というところになりますから、このまゝでは刑罰規定は動かない。しかしそういうのに対しては何らか手を打つ必要はないですか、その点どう検討しようと思ひますか。

○田中(武)委員 違反を犯しつぱなし、そしてたまたま不幸にして交通事故じゃないかひつかつたときに、勧告に従えばこれで済むわけですね。まして、いまのような場合は勧告の出しようもない、そういうようなときに、そのまゝにしておいてこの法律の權威というものは保てるかどうか、ここが一つ疑問なのです。

○田中(武)委員 それでは公正取引委員会ないし政府として、この定義を広げることについて今後どのように考えておられますか。

○渡邊(喜)政府委員 その点につきましては、政府といひますか公正取引委員会としては、今後この問題をどう取り扱うかということについては十分検討していきたい、かように考えております。

○田中(武)委員 せっかく法制局が見えておるのだが、吉國さん、いま言っているように、会社更生法の三十九条ですか、何か忘れたが、ともかく保全命令の規定ですね。それとこの下請代金支払遅延等防止法との規定とが競合した場合、いずれを優先とみなすか、いま渡邊委員長は、会社更生法のほうが優先すると言つておる。ところが会社更生法の保全命令は裁判所の決定、裁判官の裁量です。一方は、これは法律による規定なんですね。その点どうなります。

○吉國政府委員 会社更生法によりまして、更生財産として支払いの差しとめ……

○田中(武)委員 検討はいいんだけど、すでにそういう分野においても問題がたくさんあるというところは認められた。具体的に言うなら山陽特殊鋼の場合でも、この法律に合う範囲に入るものと入らないものという、入らないもののは多いのですよ。そういうことはお認めになるのでしょうか。ならば、どういふ態度で検討するのか。

○渡邊(喜)政府委員 いますぐここで具体的な代案を御披露するだけの準備がまだできておりませんが、そういった意味においての分野において

○田中(武)委員 不公平の取引方法につきましては独禁法のほうにもすでに刑罰規定というものは入っていないわけでありまして、したがいまして同じような意味におきまして下請法のほうにも書類の作成とか保存とかいう関係についての刑罰規定はございますが、勧告の対象にあるような事項をやつたからすぐに刑罰規定ということ、これは現在ありません。こういったものをどうい

うふうにやるべきか、刑罰規定でやるべきかどうかという点について、かなり極端な場合、これでもいいだろうとかというような問題もおそらくないじゃないかと思ひますが、刑罰規定をその辺に入れるについてはよほど各方面から検討してみることがあると思つておりますので、現在の段階においてすぐこれに刑罰規定を将来新しく設けるということについてお約束的な意味の発言ということ、この際ちよつと差し控へさせていただきます。

○田中(武)委員 違反を犯しつぱなし、そしてたまたま不幸にして交通事故じゃないかひつかつたときに、勧告に従えばこれで済むわけですね。まして、いまのような場合は勧告の出しようもない、そういうようなときに、そのまゝにしておいてこの法律の權威というものは保てるかどうか、ここが一つ疑問なのです。

○渡邊(喜)政府委員 せっかく法制局が見えておるのだが、吉國さん、いま言っているように、会社更生法の三十九条ですか、何か忘れたが、ともかく保全命令の規定ですね。それとこの下請代金支払遅延等防止法との規定とが競合した場合、いずれを優先とみなすか、いま渡邊委員長は、会社更生法のほうが優先すると言つておる。ところが会社更生法の保全命令は裁判所の決定、裁判官の裁量です。一方は、これは法律による規定なんですね。その点どうなります。

○吉國政府委員 会社更生法によりまして、更生財産として支払いの差しとめ……

うふりにやるべきか、刑罰規定でやるべきかどうかという点について、かなり極端な場合、これでもいいだろうとかというような問題もおそらくないじゃないかと思ひますが、刑罰規定をその辺に入れるについてはよほど各方面から検討してみることがあると思つておりますので、現在の段階においてすぐこれに刑罰規定を将来新しく設けるということについてお約束的な意味の発言ということ、この際ちよつと差し控へさせていただきます。

○田中(武)委員 その前に、保全命令との法律と……

○吉國政府委員 保全命令につきましても、いま公取の委員長から御答弁申し上げた結果に相なると思ひます。

○田中(武)委員 いいですか、保全命令は裁判官が、これは除くと言へば除かれるものなんですよ。いざ法律の規定そのものではありませぬ。

裁判官の裁量によるものでしょう。決定によってなされるものでしょう。ところが下請代金支払い遅延防止法は、このまま法律として追及できるのですよ。やはり裁判所の任意に決定する決定のほうが強い、こういうことですか。この法律による何らかの請求を公正取引委員会等がなした場合、裁判所はその決定の中から除外する。たとえば保全命令をなすときにでも、自由に、これを除外したほうがよいと思へば除外していいのでしょ

う。更生法の保全命令というのとは違うのでしょ。それが法律違反を犯しているというのであるならば、その点の法律違反の面については除外せ

い、こういうことはいえませぬかね。

○吉國政府委員 私ども会社更生法のその詳細については知悉いたしておりますが、裁判所があくまで裁量によって保全命令を発するわけでございますので、その保全命令を発する場合に、裁判所がそういうことを判断の材料として十分に考慮をする、考慮をした上で、なおかつ保全命令の対象にするということになれば、先ほどお答え申し上げたような結果に相なると思ひますが、あくまでその裁量の場合において、そういう下請代金支払い遅延防止法によってこれが禁止されているものだというようなことを、どの程度全体の公益という上から考えて考慮に取り入れるかという認定の問題じゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 これは実際問題として、その決定を下す裁判官の意思に関すると思うのですがね。しかし裁判官といえども、法律に定められたもの、これを無視することはできぬと思うのです。かりにこの法律によって決定をしても、この

件は除外してもらいたい、こういうことを管財人から言つても、話によつては除外するのでしょ

う。公正取引委員会等から申し出ることはできませんか。あるいはその申し出たところの効果とい

いますか、そのものは、あくまでも裁判官の任意裁量より弱い。この場合、いうならば会社更生法に基づく裁判官の任意裁量のほうが法律の規定より強い、そういうことになるのです。

○吉國政府委員 これは従来、実例としてはまだございませぬようですが、事実上公正取引委員会等から裁判所に実態をよく説明をするということ

は可能だろと思ひます。けれども、法律上の手続として公正取引委員会が一定の申し立てをし、その申し立てがあつた場合には、その効果がどう

こうというようなことは、現在の更生手続としては認められておりませぬ。

○田中(武)委員 それでは法律に基づく権限によつて公正取引委員会が申し出ても、会社更生法に基づく裁判官の任意裁量のほうが優先する、そういうことを確認するのでせう。

○吉國政府委員 これは会社更生法に基づきまして裁判所が行ないます保全処分性質の問題かもしれませんが、保全処分は、更生手続の開始の決定がございまして、一定の財産のいわば凍結を行なわなければ、会社の更生手続が順調に進められないという場合に、裁判所がその裁量によつて、いわば職権あるいは申し立てによりまし

て財産に対する保全処分をするわけでございますので、その保全処分をしたので、最終的に財産の処理がきまるというものではございませぬ。その保全処分をする場合に、たとえば下請代金については保全処分の対象から除外するということも、これは裁量によつては可能かと思ひますけれども、その額によりましては、下請代金を全部保全

処分の対象から除外するということになりまして、その会社の財産が散逸をいたしまして更生手続を進めるによしないうような状況になれば、これはおそれる認定の問題として下請代金についても保全処分をかけておいて、そのかけた上で必要な

範囲において、また更生計画なり何なりの決定において考慮するといふことが通常の行き方じゃないかと思ひますが、その前段階におきまして、保全処分ができないといふふうには法律上は相なつておらないといふことじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 たとえば保全処分をやる場合に、その後、これが詐欺だとか、あるいは窃盗だとか、賭博だとか、こういう法律違反のものであつたら、それは除かれるでしょう。この場合も法律違反なんです。ただ違ふところは、具体的にまだ勧告が出ていない段階、だから法律違反は抽象的である、こういうことになると思ひます。

私のうしろで盛んに、答えがあるなら言えと言つておるが、私の答えとしては、具体的に公正取引委員会が会社更生法適用以前に勧告をしておるならば、それは優先する、しかし、そうでない、いまの山陽鋼の場合、これはおっしゃるとおりかも知れなう。しかし、この下請代金支払い遅延防止法上、下請者の利益を守る上において果たす役割、今日の実情等を考えた場合は、誠意を持って裁判所といひますか、裁判官と公正取引委員会は、本法の趣旨が生きるような折衝といひか、強い申し入れをする、こういう必要はあると思ひますが、いかがでしょう。具体的に命令が出ておるときには、それは除外すべきだと思ひます。

○渡邊(喜)政府委員 具体的な命令が出てゐる場合には、田中委員のおっしゃる通りに、特に強いことが、裁判所のほうへ公取委員会としては意見の開陳ができるのではないかと。それから具体的にない場合におきましては、その具体性がそれだけないわけですから、われわれのほうとして意見を言ひましても、おのずから出てゐる場合とは違ふような強さにはかならないのじゃないか、こういうふうな考へておられます。

○田中(武)委員 もう一つまだはつきりしないけれども、ひとつ法務省の民事局長も呼んだんだが、法務省ともよく話し合つて、できるならば、私はこの段階においても山陽特殊鋼の、具体的に

言うならば下請のあの実情をあなたもお聞きになつたと思ひます。この法律によつて——といふことは、たとえば六十日の支払いということになれば、少なくとも除外すべきだといふぐらひのことは言うべきじゃないか、そう思うからあえて言つたわけですよ。これはあらためて法務省の見解をも文書でもつて、ここにないなら聞いた上で公取から御返事を願ひたい。

○渡邊(喜)政府委員 山陽特殊鋼の問題につきま

しては、特に私のほうでも委員を派遣しまして、実情のかなり詳細も調べておられます。したが

して、御趣旨のような点については、われわれも法の許す限りにおいて措置すべきじゃないかといふ点については全然同意であります。したが

いて、法務省のほうとも十分打ち合わせまして措置も講ずると同時に、こちらへ御報告するといふことについてはそのように取り扱ひたい、かように考へております。

○田中(武)委員 それじゃ審議に協力する意味において一つの山は越しまししょう。いま提起したの

おいて二つの問題があります。具体的に山陽鋼の場合と抽象的に一般的なものとしてどういふ解釈になるのか、この二つです。……いいですな。

次に、改正の内容について若干お伺ひしたいと思ひますが、五点あるわけですよ。

まず改正の第一点は、六十日の起算、支払い期日の起算は検取の有無にかかわらず受領したときから判断する、こういう意味のことです。これはあつてもなくても同じ解釈だと思ひますが、これは念のため——このごろ念書とかいうのがは

やつておるそうですが、念のため、こういうふうに解釈していいんですか。

○渡邊(喜)政府委員 さようでございませぬ。

○田中(武)委員 次に、改正の第二点の下請代金の支払い方法、その他の事項を追加するといふが、この支払い方法といふのは一体どんなことを考へておられますか。

○渡邊(喜)政府委員 品物をそこで注文するわけですから、その代金を、いつどういふふうな時期

に現金払いするか、手形で払う場合においては手形払いにする、するならばそれが全部あるいは一部か、あるいはその手形自身は一体どの程度のサイトの手形かといったようなものを込めまして、そこに、これは公取の委員会規則で相当詳細に書けることになっておりますので、少なくともいま申したような程度のことにはこれを書くべきじゃないか、書かせるべきじゃないか、かように考えております。

○田中(武)委員 この法律提出の過程において、手形も規制すべきではないか、こういうことで一たん閣議にかかったが、出戻りしましたね。検討の結果だろが、そのままでまた出てきたわけなんです。そこでいまおっしゃったように、公正取引委員会規則で定められるものがなぜ法律で定められないのか。

○渡邊(喜)政府委員 そこで公正取引委員会規則に定められますことは、親事業者から下請事業者に渡す書面にどういふことを書くべきかということと公正取引委員会規則で定めよう。したがって、どういふことを書かせるかという意味におきまして、先ほどお答えしたように、たとえば現金払いにするか手形払いにするか、手形払いにするなら何日サイトか、こういうことを規則で書かせよう。もちろん規則でもってすぐ手形のサイトの規制とかなんとかいうことは、規則の性格からいって、できるとは思っておりません。やるなら法律の問題である、こう考えております。

○田中(武)委員 この支払い方法というのに一体何を書くかということではいろいろ問題があると思ふ。たとえば、聞くところによると、少なくとも現金は何%まで払え、手形で払う場合はどの程度である、こういうことをかりに書くとするならば、これは誤りだと思ふのですが、いかがでしょう。

○渡邊(喜)政府委員 その条文によりまして公取の規則で定めようと思ふのは、どういふことを書かせるかという書かせる事項を規定する、今度その書いた内容によってほかのほうの条文から

ら、これは違反じゃないかという問題は別途出てき得ると思ふますが、そこで書かせることは、どういふことを書けというだけ、その法律の条文だけでは意を尽くしがたい点もありますので、そのワケ内においてどういふことを書くか、これは注文者と下請会社との話し合いの結果として一応きめられたことが書かれる、かように考えております。

○田中(武)委員 私はあくまでも原則として、下請代金は同時履行の原則に立って現金で支払うべきが原則だ。それは違ひますか、どうですか。もし私の言ったことが違うのなら、法制局、違ひと言ってください。その原則の上に立って考えた場合に、支払い方法を書かすというものは一体どういふことですか。また、かりに手形を発行するならば、何日の手形のサイトにすべきである。その場合は、第一点の改正点から見ても、当然六十日以内のサイトということになるべきだと思ふ。それを越えて出したときに、親企業者のとった行為は、この法律からいってどうなりますか。

○渡邊(喜)政府委員 われわれも従来からの解釈として、下請代金については現金払いが原則であるべきだ、あるいは手形で払った場合においても六十日以内に割引し得る手形であるべきである、こういった意味の基準をもちまして、別途取り締まりをしておけることは、これはございします。しかし、いまそこにおあげになりました条文におきましては、まず第一の問題として、そうした支払い方法を書かせることによりまして、その支払い方法は、先ほど言ったように、それ自体として規制するものではなくて、親事業者と下請業者との話し合いの結果がまず書かれる。それが、いま言ったような基準と違つたものがあれば、その注文書自身においてわれわれとしては違反事実をつかみ得る。それから注文書のほうは一応かこうを整えていまして、現実には支払われる場合がその注文書と違つたものであるとすれば、これは一種の契約違反という面もございしますから、そのほうからも攻めていける。こういったような意

味におきまして、支払い方法をまず書かしておくことがやはり必要じゃないかというので、いま申したような規定になっておるわけです。

○田中(武)委員 この支払い方法というのは、親企業と下請企業との間の契約で書ける。したがって、契約自由の原則というのとはどんなことをきめてもいいというたてまえではありませんね。当然この法律による規制はあるわけなんです。ならば、これから出る規則も、この法律の範囲でなくてはならない。したがって、かりに手形で支払う場合は六十日を過ぎてはならない。これははっきりと言へることだと思ふのです。その点いかがですか。

○渡邊(喜)政府委員 いま言ったような規制の点は、それは当然あるべきだと思っております。しかし、いまおあげになった規則はどういふことを書かせるかという点について、公取の規則でもって、法律で定められている範囲内においてより詳細に書く、もちろんその書いた結果において、それが契約自由とはいひながら、当然そこでもって公益的な見地から規制されているわけですから、その規制の外に出るような事項が書いてあれば、それ自体としては、われわれのほうとしては違反として警告の対象になり得るのじゃないか、そういう意味において、やはり第一段としてそういうものを書かせておくというところは、取り締まりの上からいって必要でもあり、また、おのずから取り締まりを容易にさせるものじゃないか、かように考えております。

○田中(武)委員 公正取引委員会規則では、支払い方法をきめるというのでしょ、それは一体どういふものをきめますかといへば、手形で支払う場合はこうだといふようなことを書く、こういうことは当然法のたてまえなんです。しかも、この法律に基づく公正取引委員会規則なんですから、それをはみ出すことはいけないうわけでしょう。そうすれば、手形で支払う場合には六十日を過ぎてはならない、あるいは支払い期に到来しな

いものを満期とするものはいけない、そういうことになるといけないですか。

○渡邊(喜)政府委員 お話のような規制は、そのあとへくる条文において規制するべきものだ、いまお引きになりました下請業者に交付すべき書面というところにおいては、どういふ事項を規定しようというところをまず書かせる、それであとのほうに、政府の原案によれば、一応六十日以内にその割引が困難である状態があつて、そして一応下請業者に不当な不利益を与えることがあるとすれば、これは法で認めていない行為なんですから、そういったことについては当然われわれの警告の対象になる。しかしそれは条文の直接的な効果というよりは、いま御指摘になった条文はその前提要件として、こういうこととどういふことを書けといったようなことをまず規則ではきめる、それを書かせておけば、先ほど申し上げたように、あとのほうの条文の適用においておのずから取り締まりが容易になるのじゃないか、こういったつもりで全体の方向ができておると思ひます。

○田中(武)委員 ちょっと私の言うのと食い違つておるのですが、支払い方法について書かすというのでしょ。その支払い方法についてはどんなことを書けというのを規則できめようとしておるのか、こう聞いておるのです。そうすると、手形で支払う場合にはこうだといふことを書くというのでしょ。それでは当然六十日を過ぎたサイトはいけないと書くべきじゃないですか、そう言っているわけですか。

○渡邊(喜)政府委員 私のほうの考え方としては、結局繰り返すことになりませんが、いま御指摘になりました公取の規制自身は、結局どういふ内容のことを書くかというその詳細を書く、あとの問題は結局他の条文においてこれを規制すべきところにおいて、その手形のこうこうこうだといふところまでは公取の規則は及ばないんじゃないか、かように考えております。

○田中(武)委員 公正取引委員会規則は法のもと

にある規則なんです。したがって、法からはみ出すようなことは書けないわけなんです。それならこの改正案が通れば、これに基づいて出す規則の原案というのできていますか。

○渡邊(喜)政府委員 規則の原案はいま手元にございませうが、一応考え方としてはできております。

○田中(武)委員 その原案をちょっと示してください。

○渡邊(喜)政府委員 支払い方法に関する限りにおきましては、公取規則で定めることに一応われわれが原案的に考えておりますのは、支払い方法とは現金であるか手形であるか、この区別、それからこれらをあわせ用いるときはその比率、手形による支払いの場合においては手形のサイト、こういうことを書かせるということをお取規則できめたい、かように考えています。

○田中(武)委員 私が言っておるのは、まず第一点として考えるべきは現金で支払うべきといひますか、同時履行ということが原則であるといひますか、第一点です。それをわざわざ現金であるか手形であるかを書かすことはどうかといひます。手形で払う場合はサイトはどうするのかといひます。しかし少なくとも法律で六十日といひますことをきめておられるでしょう。当然そのサイトは六十日以内でなくちゃならない、こういうことにならぬじゃないですか、どうです。そうじゃないのですか。かりにこれで、それじゃ三月月といひますのを書いたとしたら、それはどういふようになるのです。私も手形はわからぬことはありません。手形は有効です。三月月サイトのものを書いた場合、その手形自体は、手形行為は有効に成立すると思ひます。しかし親企業のとつた行動は、親企業の順守すべき事項に違反してある、そういうことになるわけなんです、その点どうなんですか。

○渡邊(喜)政府委員 われわれのほうとしまして、従来その問題になりますと、下請代金の支払い期日といひますか、第二条の二の問題になつて

くと思つております。その場合において、従来公正取引委員会がこの条文において解釈しておりますところは、現金払いが原則である。しかし手形払いを全然認めないわけではない。手形払いの場合においては、六十日以内に通常の金融機関において割り引き得るという前提のものである、それ以外のものではあれば一応この二条の二に違反する、こういった解釈になつておりました、田中委員の解釈より多少幅が広いのもかもしれません。

○田中(武)委員 ここに取引委員会規則の原案といひますか、あるのですが、先ほどおっしゃつたように下請企業者の給付の内容、これは一体どういふことになるのですか。下請代金の額は、これは当然、支払い期日といひますのは、受領の日から六十日以内といひますことは当然ですね。支払い方法、現金、手形の別、比率、手形のサイト等と書いてある。その現金、手形の比率なんといひますことをきめることがどうかと、こう聞いておられるのです。きめられるかどうかといひます。もちろんすぐに現金とみなされる小切手なんかもありますが、しかしいま約手が問題になつてゐるのです。現金では幾ら、手形では幾らといひますことを書かそうといひます。そういうことを書くこと自体が同時履行の原則からいひますとどうなのかといひます、かりにそうするとしても、それは法律の受領の日から六十日以内といひますことの制約を頭からかぶるべきじゃないか。したがって、どういふ規定を置かれようとも、現実に三月月の手形を発行した場合はこの法律違反である、こう言わざるを得ないと思ひますが、いかがですか、こう聞いておられるのです。

○渡邊(喜)政府委員 われわれのほうで解釈しておりますところは、先ほど来申し上げておる通りであります。したがって、今度の改正案のあのほうにおいての分もまたおのずから御質問の中に入るかもしれないが、手形を出したら何でもかんでも受領した日から少なくとも六十日以内の手形以外は全然いかぬといひますのは考えておられません。しかし、少なくとも六十日以内に現金

化できる手形でなければいかぬといふ程度の意味においては一応の制限を考へております。したがって、いまして、注文書において、あとから幾つかの注文によりまして規制されてゐるものと違つたものを親事業者のほうで注文書に書いていけば、その注文書に書いてあるという事実をつかまえて、それ、われわれのほうとしてはまずそこに法律の違反事項があるといふことで勧告の対象になり得る、こういうふうな考え方でおります。

○田中(武)委員 どうも私にはよくわからぬですが、私の言つてゐることは間違ひでしょうか。吉國さんどうです、私の言つてゐることは間違ひだつたら間違ひと言つて下さい。私はこの改正案にあまり熱意がないといひます。私はこの改正案の語がたから次と比較しますが、改正の第一点では、どういふ理由があるうとも受領の日から六十日以内だといひますことをやるのでしよう。そして、改正の第四点で、支払い期日まで割り引けない云々といひますことは、その手形自体は六十日をこえるものが出ることを予想してゐるわけですね。その場合、出されるころの手形は支払いの手段なんです、それとも代物弁済になりますか。六十日をこえてはいかぬといひますことが原則でしよう。そういつていながら、一方においてこえることを前提とした条文があることはどういふわけですか。

○渡邊(喜)政府委員 いまの、支払いにかえてか支払いのためにといひます問題は、これは非常に議論の多いところだと思つておられます。結局、それが支払いのためにとか支払いにかえてとかいふ問題は個々の契約の中においておのずからきまるわけでありまして、一応われわれのほうで従来振つており、今回の改正において同じ思想を貫いておられますのは、かえてとか、ためにとかいふ場合の両方を込めまして、支払いのために手形を出す場合におきまして、それが六十日以内に割り引けなくて下請に不当な不利益を与えたらそれはいかぬ、こういったような考え方です。

○田中(武)委員 六十日以内に割り引けないものは論外です。これはもう当然のことなんです。私の言つてゐるのは、今回改正しようとする中に矛盾がある。理由のいかんにかかわらず受領の日から六十日以内に払いなさい、支払い期は六十日だといひますことをまず第一点で改正するんではない。現在の法のたてまえもそうです。そして、あとでもって六十日をこえることがあるといひますことを暗黙に了承した規定があるといひます。これを、これはどういふことなのかといひます。六十日ときめながら、六十日をこえた手形サイトを出してもかまわないのだ、ただ割り引けたらいいんだといひますことの方でしよう、それと支払い期六十日といひますことは矛盾しませんかといひます。割り引く、割り引かぬはあとで論議します。六十日ときめたことと、六十日をこえることを予想した規定とあることは矛盾しませんかといひます。

○渡邊(喜)政府委員 手形について、一応それを代物弁済と見るか、支払い手段と見るかといひますような問題とからみ合ひまして、そこにかなりいろいろな解釈の問題があると思つておられます。しかし、われわれのほうとしては、従来この条文の解釈として、現金払いを原則とするが、手形について六十日をこえた手形を出した場合においても、それが先ほど申したように六十日以内で割り引けるものならば一応許容範囲に入つてくるんだ、こういうふうな解釈を従来としておりましたので、その意味において一応全体の条文を整理していつた。それで、おっしゃるやうにそれが支払いのためにとか、あるいは支払いにかえてとかいふ議論をしてまいりますと、そこにおのずからいろいろな問題が派生してゐると思ひますが、現在解釈しておりますところがいま申し上げたような点になつておられますので、その点の解釈をより明確にするといひます意味において今度の改正案を出したわけでありまして。

○田中(武)委員 それがどうも私はおかしいといひます。もうともかく理由のいかんにかかわらず

ず受領した日から六十日以内に支払えという原則が一つあるでしょう。そしてあとへ持ってきて六十日以内に割り引けないというところは、六十日以外のもっと長いサイトを認めた規定なんですよ。そのこと自体が矛盾しませんかと申し上げているわけですよ。公正取引委員会がそういう考えでやりましたということばかり言っているが、矛盾しませんかと私は言っているわけですよ。だから当然、先ほど申しましたようにこの第二点の改正において支払い方法を公正取引委員会の規則においてきめるとなれば、それは六十日をこえてはならぬ、こうなるべきではないですか。私の議論が間違っておいたら、間違っておると言ってください。法制局にも意見があったら伺います。もしそうでなかったら、これは改正の中に二つの相矛盾したものが同居しておる。このこと自体は、手形で支払うならば六十日をこえるサイトでもかまわぬということとを暗に言っておるのと同じことなんです。したがって、無理をしてまで上げる必要はないではないかということが言えるわけなんです。そうじゃないですか。なお、これに對して自民党の諸君でもいい、私の言っているのが間違いだというならば、どうぞ討論をいたしますから……。二つ相違った思想がここに同居していませんよ。そうじゃないですか。私は、できるだけきょうはあまりいじめずに、すらっと質問するつもりでおるんですが、そうなりませんか。

○渡邊(喜)政府委員 手形の問題は、私もあまり専門家でありませんから、詳しい法理論についてよく知りませんが、少なくとも私の知っている限りにおきましては、支払いにかえて手形を渡す場合、代物弁済の場合ですね、それから支払いの手段といえますか支払いのために手形を出す、こういう場合と二つあるわけでありまして、それで、実際問題としましては、それが支払いのために出された手形であるか、支払いにかえてなされた手形であるかという点につきましては、これは当事者間の契約があればそれによって当然きまるわけですし、契約がなかった場合においては、最近の判

例においては、支払いのためにというふうな考えをんだというふうな判例が多いということまでは私も知っております。それから、支払いのために出した手形であれば、一応旧債権は残っている。その意味において、お話しのようにその六十日以内に支払わなければならぬというものが、一応手形として片方で払っていても、旧債権が残っているのだから、したがってこれはやはり六十日以内に払ったことにならぬじゃないか、こういうふうな御意見だと思えます。したがって、よし手形で払ったとしても、その手形自身が六十日以内でなければ論理一貫しないじゃないか、こういう御意見だと理解してあります。私のほうとしましては確かに、ために、かえてかといつたような議論はございまして、また親企業者がこれはかえて払うんだといったような考え方もあり得ると思えます。しかし、いづれにしましても、とにかく現実の場合におきまして、やはり手形というもののによつて支払われている例を見てまいりますと、六十日以内に払う、その場合におきましても、六十日以内に少なくとも現金化できる手形であれば、まあ現在の下請関係は非常に乱れておりますし、まず許容されていいじゃないか、こういったような考え方もございまして、ためにとかかえてとかいふ議論につきましては、われわれのほうの内部でもいろいろ議論してみましたのですが、結局そういうことは一応その議論は議論として、やはり現在の改正案のように、少なくとも六十日以内に現金化されるということを中心にして、まずこの際取り締まるべきじゃないか、かように考えたわけですよ。

○田中(武)委員 私も、何もその代物弁済としての手形なのか、支払い手段としての手形なのかというのをいふ議論はおるんじゃないか、かようにいふことを分けた場合には、あるいは代物弁済としてした場合は、六十日以内に手形を交付した場合には、六十日の要件を満たしたと言えらるかもわからぬ、しかし、支払い手段としてやった場合、六十日という大原則を立てておるんですよ、立て

ておりながらすぐそのあとへもってきて、六十日をはくことあるべきことを予想した規定があるというところはどういふことなんでしょうか。この改正にあたっての意思の統一がなされていない、こう申し上げておるのですよ。そうじゃないですか。私の言っていることが間違いだたら言ってください。

○渡邊(喜)政府委員 支払いの場合におきまして、いまお話しのようにかえてとか、ためにとかいふ議論はございまして。したがって、いやこれはかえて払うんだということになれば、結局そういう問題を抜きにしまして、一応手形の期日の問題、サイトの問題と関係なしに当該債務は消滅してしまふ。したがって、支払い代金の規制の点につきましても、それでもってセーフになつてしまふ、こういったようなのはおもしろくない結果だらうと思えます。したがって、まあ支払いのためにという場合に、旧債権が残っているからという問題は、一応議論してみたのですが、そういった、ためにとかかえてとかをそんなに極端に違つた扱いにすることが、かえて実問題として適当でないんじゃないかというふうな考え方からしまして、その点についての問題は問題としまして、いま言ったような法文で整理した、こういうわけでございます。

○田中(武)委員 私の質問に対する答えになつていないんですよ。私は何もここに支払いのために、あるいは支払いにかえてということとを議論しておるんじゃないんですよ。なお、代物弁済なのか、支払い手段なのかというのを分けて議論するならば、違つた答えも出てこようと思ふのですよ。それを引くるため議論した場合に、異なる思想がここに入つておる、こういうことを言っておるわけですよ。

そこで、協力する意味において私のほうから投げかけますが、それは六十日以内に、サイトはともかくとして、手形を交付したら支払いとみなすのですね、あとの改正点は一応のけて。

手は打ってありますが、いまのお話の点だけ言えば、みなすということについては、現在の現行法の上でありますと、そのあとのほうの手が手つてありませんから、したがって現行法の解釈においては、六十日以内に現金化されなかったら、支払いとみなすということは言っておりませんが、あとのほうの手がそういうふうな打てれば、その段階においては一応支払いとみなす、こう考えていいのじゃないかと思つております。

○田中(武)委員 私は、先ほど来言つておるようには、第一点と、改正の第四点になりますか、それは矛盾した考え方が入つておるといふことを言つておるわけですよ。だから、これは議論しておつたまままだ時間がかかりますからやめますが、これについて答えを出してください。

そしてもう一つは、六十日以内に手形を交付した場合、これは支払いとみなす、こういうことをはつきりおっしゃつたですね。そのことは、いままでよりか第四点の改正があることによつてむしろ改悪になりませんか。これは支払いとみなす、六十日以内ににもかくにも約手さえ出せば支払いとみなすということが一番先に出てくるんですよ。そして、その期間内に落ちない場合には、支払いしたものとはみなさない、そういう考え方はなんです。この考え方はどうでしょう。まずその点ははつきりしておきましょう。

○渡邊(喜)政府委員 現行の法文でございまして、六十日以内に割り引けるものでなければ支払ったことにならぬという解釈をしております。この解釈をそう無理に変える必要も私はないと思つておりますが、しかしあとのほうに長期の手形についての手がありまして、こちらのほうでより締めるということと解釈するののも一つの解釈じゃないか、かように考へております。

○田中(武)委員 どうも答弁がすつきりしませんね。私はあえて言いますが、この改正は六十日という原則を立てながら、相矛盾したものがあとかから出てくるということが第一点。その反面解釈として、とにかく六十日以内に手形を交

付すれば、それで一応の親企業の順守義務としての六十日ということについては義務を免れる、そういうことを認めたことが第二点。これは改悪になりません。それはそれとして、ここでそうでないということになるとまた問題があるが、私はそう認定します。もしそうでないとおっしゃるなら、公取あるいは通産省、法制局でもよろしい、おまえの考え方は間違いだというんなら、おっしゃってください。

さらに次に入りましたならば、支払い期日まで一般の金融機関で割引を受けることが困難と認める手形云々という改正ですね。この線は、一般金融機関とは一体どういうものをいうのか、次に割引困難な判断は誰がするのか、それは結局は持っているアウトになったときにそういうことになるのかどうか、その点はどうです。

○渡邊(喜)政府委員 割引困難という判断は、結局下請がこの手形をもらいまして、そして一般の金融機関、これはごく簡単にいえば大蔵省の監督下にあるといいますが、普通銀行、都市銀行、地方銀行、相互銀行、あるいは信用金庫といいますが、大蔵省の監督下にあるという一般の金融機関、逆の面からいいますと、いわゆる高利貸しに持っていて割引けるといふことはだめだ、一般の金融機関に割引けるといふことを目安にしておきます。割引困難というものは、割引ができなかったというよりも、もう少し強いといえます。

か、大きな範囲のものが包含されると思っております。同時に、それは親企業がそんなはずはないということだけじゃだめでございまして、下請のほうでもって実際に割引けないという事実があれば、これは当然その困難に入りますし、割引き得る場合におきましても、下請のほうでかなり、たとえ血の出るような犠牲でも払わなければ割引けないといったようなことになれば、これは割引き可能であったにしても、割引き困難には当然入る、かように考えております。

○田中(武)委員 いや、そう考えておりますが、

実際問題としてはどうなります。じゃ、血の出るようなことで割引いてもこれは困難になるわけですね。そうすると、困難という範囲がどうかという問題になるわけ、その認定の箇所はどこだ。それからもう一つは、言わずもがなでありますが、大蔵省の監督下にある金融機関というのは、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の貸し金業者も含むのですか、含まぬのですか。あなたの言う大蔵省の監督下にある、法律によって定められた業者ですよ。

○渡邊(喜)政府委員 後段のほうの御質問からまず申しますと、一般の金融機関という中にはキャッシュとして、「預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者」ということばが入っております。すなわち、受けるほうの受信業務と授けるほうの授信業務とを兼ね行なう者というふうに必ず限定がされております。したがって、いわゆる大蔵省の監督下にあるといったことはちょっと不十分であった点もありますが、貸し金業者というのはこういうふうな者でありませんので、これは入らない。これは改正案文の中にわざわざカッコとして書いてございまして、まず申し上げておきたいと思えます。

それから困難であるか困難でないかという点につきまして、結局最終的には客観的にこれを認定するということになると思えます。したがって、その場合において、最終的には公取委員会が勧告を出すか出さないかという問題にまでいくわけでございますから、最終判定はあるいは公取委員会といえますか、それが判定するわけでしょうが、しかしそれはどこまでも客観的に見まして、そこが困難な事情があると思えば、それはこの条文に違反しているというふうに解釈していいものと思っております。

○田中(武)委員 まず第一点のほう、ぼくは要項だけでやっておったが、なるほどカッコして「預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者」というのだから、たとえば信用金庫、それから信用協同組合までくだらね。そういうこと

です。

○渡邊(喜)政府委員 さようでございます。

○田中(武)委員 それじゃまあそれはそれとして、カッコのほうを私も読んでいなかったのですね。

もう一つ、割引困難という認定ですが、持っていて簡単に割引けなかったときに、これはだめです、こういうことなんですか。手形を交付せられた下請業者が、いま言うような一般の金融機関へ持っていくって一口で割引いてもらえなかった、こういうときは割引困難になるのですか。

○渡邊(喜)政府委員 さように解釈していいと思えます。

○田中(武)委員 そうした場合、下請者のとるべき行為は、金融機関へ持っていくが一口で割引をしてくれなかった、そうすると、親会社は持っていく、これはだめです。こう言った場合に、親のとるべき手段、あるいはこういうことが起こったときの公正取引委員会のとるべき手段はどういうことですか。

○渡邊(喜)政府委員 親のとるべき手段としましてはいろいろの場合が考え得ると思えます。その手形を受け取って現金にかえる場合もありまして、あるいは親が他の自分の顔が相当大きく、と言っているかと思いますが、信用の融通の可能である他の金融機関をあっせんしてやる、こういうことも考え得ると思えます。あるいは割引けない理由として、非常に手形サイトが長かった、手形サイトがもっと短かければ割引き得るという場合におきましては、そこに手形の書きかえをする、こういうこともやり得ることだというふうに思っております。公取委員会としましては、そうした幾つかの方法のうちにおいて、親企業の内容から見てどういう手段が一番より有効であるかというところも考えながらの勧告をするということになると思えます。

できたときには勧告するのです。

○渡邊(喜)政府委員 その話の内容をもちろんならば応じてみます。しかし結局親のほうで無理な手形を出しているというところになれば、それは公取としては下請が不当に不利益を得たというふうな解釈をしまして、勧告の対象にするというふうな考えでいいと思えます。

○田中(武)委員 その場合、いろいろ調査するとか何かあるとして、最終的にこれはだめだということに、現金で支払いなさいということを言いますか、言いませんか。

○渡邊(喜)政府委員 そう言う場合もあり得ると思えます。

○田中(武)委員 現金で支払いなさい、こう言った場合は、裁判所の支払い命令と同じことになるのですか、どうですか。

○渡邊(喜)政府委員 裁判所の支払い命令とはおのずから性質は違ふと思えます。しかし勧告であり、勧告に従わない場合としてそのあとの措置が出てくる、こういうふうな関係のものだと思っております。

○田中(武)委員 この点はこのくらいにしておきましよう。ただしこの条文だけではどうにも判断がしにくい。認定することになっておるから、まず第一段階において親に判断をまかしておるような感じですね。だからそういうことについては、私はこれは欠陥があると思う。

それで次に総務長官、あなたは先日当委員会においてこの法律案の提案理由の説明をなさいましたね。その改正の第三点に、「親事業者が下請業者に対し有償支給した原材料等の対価を、下請代金の支払い期日より早い時期に、その下請代金と相殺し、または支払わせることにより、下請業者の利益を不当に害することとなる」と云々と云われておるのですが、ここでいうところの相殺とはどういうことですか。

○日井政府委員 本案の提案理由の際に説明申し上げました改正点の一つであります原材料等の対価の下請代金の支払い期日より早い時期の相殺等

の禁止であると申し上げたのでありますが、これは本案の条文に即して申し上げますと、原材料等の代金を、下請代金の支払い期日より早い時期に下請代金から差し引き、また取り立てることが禁止されているわけでございます。ただ、相殺と申しましたのは、通常こういうようなことを早期相殺、俗にそういうことを用いる場合もあるものでございますから、それを用いたのでございますが、本文にはそういうことは書いてございまして、多少そういう点が説明が不足だったかと思ひます。

○田中(武)委員 まず、相殺ということばが書いてあるので、民法の相殺のことについて考えてみますと、まず相殺をやるときは三つです。第一点が相互に同種の債務を負担してゐること、もう一つはその双方の債務が満期に来ておること、そしてただし書きのほうで意思が一致したという、この三つなんです。これが相殺の条件なんです。こう見た場合に、いま直そうとしておるのは民法の規定とは違ひますね。言わんとしておるのは、当然支払い期に來ていないものを差し引きしやいかぬ、こういうことなんです。それは当然民法にあることなんです。これはどうなんですか。

それから、相殺ということばを俗に使つたとおっしゃるが、政府が法律案の提案に法律語を使った限りは私はそう読みます。私は民法上の相殺、法律上の相殺と読みます。もしそうでないとするならば、この提案理由の説明を差し引くとか何とかに替えてもらいたい。そうでなかったならば、この改正は、私は前から言つておるうちに中身がないと言つておるが、これも中身がありません。なお、このことがあることによつて、たとえばそれではその時期が到來したら一方的に相殺ができる感じを与えるのです。それでどうしよう。そうすると、民法の五百五條からいって違ふんじゃないですか。それとも民法五百五條と違ふ規定をここでいうならば、民法の特別例といひますか、相殺について別個な考え方をここで打ち出そうと

しておるのか、そうするならばむしろ改悪です。何とならば、意思が一致しなかつたといふことが一つ、それから同種の債務といふことと、それからその性質が許さないといふこと。私は、下請代金というものを支払ふところの親企業との債務と、原材料を支給を受けて、それを支払ふところの下請業者の債務とは同じ性質であり、あるいは同目的のものであるとは考えません。私は、民法五百五條にいう、その性質が相殺を許さない債務である、こう考えますが、いかがでしよう。

○白井政府委員 いまも御説明申し上げましたように、法律の条文には早期相殺といふことばは書いてないのですが、ただ法案の提案理由の説明の際に、俗にこれを早期相殺といふようなことばを用いるものもありまして、そこでまあ俗稱を用いた点にそういう疑義を生じたところでありまして、でございまして、正確にこれを御説明申し上げるならば、この条文に書いてあるとおり申し上げればよかつたのでございまして、その点は確かに民法のいわゆる相殺といふものとの関連においては不備であつたといふことは、これは認める次第でございまして、何とぞよろしくどうぞ。

○田中(武)委員 提案説明の中に相殺といふことばが使つてあるが、それはいま総務長官の言つたような意味であるというならば大体わかりますが、あとでけつこうですから、これを直すとかが、あるいは追加しての提案説明の注釈といひますか、そうするか、あるいはいひゆる事実行為としての差し引き行為を云々といふようにしなかつたや問題があるかと思ひます。相殺といふことばが残る限りは、問題が残ります。じゃ書いてください。それからもう一つ、この際ですからはっきりしておきたいと思ひますが、この改正案で言つておるところのいわゆる支給した原材料、これの代金を支払ふという債務と、それを加工する、すなわち納めたときに受け取るころの債権といひますか、親企業からいへば債務です。これは性質を異

にする、すなわち相殺を許さないものである、そういうふうに私は解釈しますが、どうです。

○吉國政府委員 今回の改正と一応離れて、その相殺の問題についていま田中委員から御質疑がございまして、非常に技術的な法律問題といふことで便宜私からお答え申し上げたいと思ひますが、この下請代金とそれからたとえば原材料等の代金が、民法の五百五條のまず第一に同種の債務であるかどうかといふことでございまして、民法の同種の債務についてのみ相殺ができるというところは、債権債務の種類が同一であるといふこととでございまして、したがひまして、いわゆる種類債権についてしか相殺ができない。その種類債権の中でも、特に金銭債権といふものが相殺に適するといふのが、これが一般的な考え方、動かせないところだろうと思ひます。したがひまして、金銭の給付を目的とする債権でございまして、原則としては相殺可能であるといふことであらうと思ひます。

それから第二の問題といたしまして、債務の性質がこれを許さないときはこの限りでないといふことが書いてございまして、債務の性質が許さないといふことは、たとえば同種の債権債務でございまして、たとえばこの公正取引委員会に近いところで例を申しますと、競争禁止の特約を相互になしてゐる、お互いに競争を忌避するといふ契約をいたしました場合に、債権債務の性質をそれ自体といたしましては同様に相殺の目的を達成することができませんので、こういうことは認めない、あるいはまたそういう不作為の債務ではございせんども、農繁期にはお互いに力を出し合つて協業して、たとえば耕作をやるといふ場合に、お互いに相殺をいたしまして、おまえも一日休めばおれも休むといふことになりましては、そのような債務の目的を達成できないから、そういうような債務の性質がこれを許さないといふことは、これは學者の通説でございまして、そういうものを學者は言つておるのではないかと

思ひます。この場合は原材料の代金を、あるいは下請の代金といふものは、これは純然たる金銭債権でございまして、その他の条件において合致する限りは一応相殺可能なものであるといふことは言ひ得ると思ひます。

○田中(武)委員 特に下請代金について支払遅延防止法という単独の法律をつくつて保護しようといふこの趣旨からいって、親企業が材料を支給したその代金と相殺を許すといふような性格で私には勞務といひますか勞賃、いわゆる生活に直結する問題を含んでおる。普通の金銭債務とは違ふ。だからこそ下請代金支払遅延防止法といふ法律をつくつたんじゃないですか。普通の金銭債務であるならば、こういう法律は要らぬのじゃないですか。特に下請代金について保護しようといふのでしよう。それならば当然、性質が違ふからといって全面的相殺は禁止すべきなんです。この法律の改正によると、支払い期に到達しないやつだけは差し引いちゃいかぬといふことなんです。それは當然のことをいひておるにすぎないのです。むしろ私は改悪だと言ふのです。その反面、支払い期に到達したならば差し引いてもいいといふ解釈が出てくるのですね。私は、支払い遅延防止法といふ法律をつくつた趣旨、この法律の目的等からいって、当然相殺を許さない性質であると解釈すべきなんだ。また、その解釈をして相殺を許さないように改正してこそ下請業者の保護になり、経済的に強い者から経済的に弱い者の、すなわち不正な取引を是正しようといふことになるのじゃないですか。そうでないとするならばこの法律の目的に反する、私はそう考えます。したがつてこの点も改悪である、こう申し上げますがいかがですか。

○渡邊(憲)政府委員 相殺の關係について、民法の解釈自体については吉國政府委員の申し上げたとおりと思つております。民法の場合におきまして、材料の支給代金をいつ払ふべきかという問題は、それ自体として一つの契約が成り立ち得るわ

けでございいます。われわれのほうでもって条
文で特にこれは改正をしてよくなったとはっきり
言えると思ひますのは、見てまいりますと、材料
を支給する、しかしその材料はまだ使い切つてし
まわないうで、今後下請注文を出したものに使用
するといったような場合に、材料自体は確かに下
業者に渡つておりますが、下請業者としては、そ
れは来月なら来月分の下請のために使うというも
のを今月の代金の中から差し引いてしまふ。これ
は材料支給の代金の支払いの期日というものは
まだ別の観点でものを考えるべきだというふう
に考えます。そういうことをしてはいけません。材料
支給の代金をいつ払ふというところは、親企業がや
はり相当の圧力でかなり無理なこともきめられる
のですから。それでそれ自体は民法のほうからい
えば、その期日がきめられれば、それを差し引く
なんという行為が行なわれ得ないでもないです
から、それはいかぬというのを明記しておくこと
は、やはり下請には相当の利益になるのじやない
か、こう考へております。

○田中(武)委員 いや、私はこのことを書くこと
自体によつてむしろ支払い期が来れば相殺をして
もいい、ここでは相殺といわないで差し引きだ
が、差し引きをしてもいいという反面解釈が出て
くるからいけないというのです。もし書くなら
ば、全面的に相殺はできないのだ、先ほどい
私の理由からいって、民法五百五條の一項の、性
質を異にするものであるという觀念づけをこそ必
要じゃないのですか。あなたのいま言つておられ
ることは、材料を支給して、今月使つたもの、来
月使うもの、これはいわゆる使用高払いの内容を持
つ契約だと思ふんです。当然です、できないこと
とは。先ほどの手形の問題とも合せて当然のこと
としか書いていなくて、書くことによつてむしろ
反対解釈としていまでもよいか悪いことができて
くる。したがってこれは改悪である、こう申し上
げてゐるのですよ。

○渡邊(喜)政府委員 考へようによつては私も当
然なことと思つております。その当然なことが現
在の下請関係においては履行されないで、それ
で、材料は渡した、その材料は今月だけ使うの
じゃなくて来月使うというもので含まれていまし
て、一応その代金を差し引いた残りの分しか払わ
ない、こういうことが事実上行なわれている事例
を見ますので、いまおっしゃいましたように、そ
れはやはり当然なことの線に当然直すべきじやな
いか、かような意味において改正案ができておる
わけでございます。

○田中(武)委員 それならば四條の二項の一号と
二号はもつと文章を書き直す必要があります。言
わんとしておることと違ひます。これがきまれば
当然その反面解釈としてできるんだということに
なつてくると、民法の原則なりこの法律のいわん
とする六十日ということから違つたものが出てく
る。私はそう断言します。これであなたが言うよ
うなことが読めますか。先ほどの手形の問題も含
めて、これこれとはいけないというとならば、
これに對して、していいという反面解釈が出て
くるでしよう。そうじやないですか。

○渡邊(喜)政府委員 手形の問題については先ほ
ど申したとおりでございます。
それからいまの四條の二項の一号でございます
が、われわれはこういうふうになつておると思
ひます。自己に對する給付というわけですから、
親事業者に對して下請業者が、たとえば鋳物なら
鋳物を給付する。その場合に鋳物に使う鉄を親
事業者が下請に買入れた、こういう場合がまずこ
の條項の問題になつてくるわけでありまして、
鉄百を支給した。そのうち五十を使いまして一
応四月には納めた。残りの分は五月以降に使う。
ところが、それに対して四月に納めた代金から四
月ないし五月に使う分の鉄も全部差し引いてし
まう。それはいかぬ。四月に納めた代金から差し
引き得るものは四月に納めた分の鉄代金に限
る、こういうふうになつておるべきだと解釈してい
ます。

○田中(武)委員 そう言われなくてもそう読むよ
うにしかたがないのであります。それがいかぬとい
うのです。いいですか。原材料を支給するという
ことは、この契約の内容の性質は加工加工なので
す。そうじやないですか。もちろん自分が仕入れ
た材料と合わせる場合もあると思うが、加工加工
ののです。それが来月使うもので差し引いてい
かぬのは当然のことです。当然のことを書くこと
によつてかえつて原則を曲げて不利になる。した
がつて改悪である。これをこのまま議論してお
てもしかたがないですから私も審議に協力する。
本来ならば明らかにしない限りやめなかつても
あります。いろいろ要望もあり陳情もあるよう
でありますから、この件については許しまし
う。しかし私はあくまで改悪であると思ふ。
もう一度はつきり全部を申し上げます。まず改
正の第一の六十日ということ、これはなくとも
も当然のことを念のために書いたということ。そ
れにとどまる。それから第二の二点、一体何を意味
しているのか、これがもう一つわからない。もし
公正取引委員会が規則化されるならば、先ほど来
私が議論しておる通りに、この法律でいう六十日
というところの上に立ち、もう一つは、同時に現金
支払いが原則である、こういう上に立つてきめら
れるべきものであり、そうでなくてはのの意味も
なさないうこと。第三の並びに第四の二点、先
ほど来言つておる通りに、このことは当然のこと
であり、むしろあることによつて反面解釈で、第
三の二点、私の主張からいふならば当然相殺はで
きないものが、期日が来たら相殺ができるんだと
いうような解釈を与える。この下請代金と材料を
支給した場合の代金とが相殺を許す性質のもので
あるかどうかというところは議論がありまして
う。しかし私の言つておるの、下請代金支払遅
延防止法という法律で特に下請代金というものを
取り上げて保護しようという法律のたてまえから
いくならば、当然違つた性質のものと解釈すべき
である。そういう考への上に立つて、これもか
えつてないほうがいい。あつたらじやまになる。

ことに、先ほど来言つておる第四点については、
六十日というこの原則を立てながら、六十日を
こえて手形を出すことを暗黙に了承しているとい
う点で、これまた改悪である。これだけ指摘して
おきます。そのあとで当委員会がどう処理され
るか、指摘だけはしておきます。それでない、後
日、こんなばかげたことを、商工委員会は四十人
もおつてわからなかつたかと言われたら困るか
ら、この点だけはつきりしておきます。

それから相殺の問題、提案の説明についてはど
ういうふうに直すか、明確にここを出していただ
きたい。
そうすると残るところは、私が一番先に言つた
ように、第五の遅延利息の支払いを勧告する、
これだけが若干中身があるのじやなからうかと思
ひますが、これも順守義務を怠つた場合には当然
勧告できるわけですね。これも言わすもがな。
そうなりますと、この改正は何の利益もないと
いいますか、目的を達成するところについて強力
なものとは言ひ得ない。あつてもなくてもいいも
のである。したがつて、これを審議終了しないし繼
続にしても、下請の人たちにとつて何ら迷惑にな
らない。むしろへたにやれば改悪になるわけ
です。脱法行為を許すようになる。そういうように
断言をいたします。

それから、政務次官が見えておるから、最後に
一点伺ひます。これは通産大臣に伺うべきもので
あるけれども、大臣がいないのでかわりに伺ひ
ますが、私がかつて予算委員会において、二月
の何日だったかと思ひますが、会社更生法の改正
について、逐次、改正点といふんです、現在の更
生法が下請業者に對して不利になる点をあげて、
法務大臣と二人に質問をいたしました。その結
果、会社更生法の改正は検討する、こういうよう
に答弁があつたのです。通産省は、その後どうい
う検討をなされて、現在どういう時点に立つてお
られるか。なおかつ、私があげた点については、
先日、社会党改正案としてすでに本委員会に提出
をいたしております。それに対してどういう考へ

方を持っておられるか、これをお伺いいたします。

○白井政府委員 本案に関する提理由の説明中に、「その下請代金と相殺し」ということばで説明いたしてございまして、この「相殺」というのは、先刻申し上げましたように俗のことばに従って述べたのでありますが、しかし、民法上の性格の定義から申しましても確かに疑義がございまして、そこで、「相殺し」を「から差し引き」と、こういうように訂正をいたしまして、「その下請代金から差し引き、又は支払わせることににより」と、この訂正いたします。

○岡崎政府委員 ただいま田中先生のお話の点につきましては、通産省といたしましては鋭意研究をいたしまして、通産省としてこういう点についての改正その他をやってもいい、こう思われるような点につきましては、仮の案——まだ詰めた案ではございせんが、その案をつくりまして、総理府その他各方面と話し合ひまして、ただいまの時点では、政務次官会議で三回は実は検討をいたしてある次第でございまして、通産省はもちろんのこと、政府全体がこの問題について一生懸命取り組んでおるといふ点を御了承いただければありがたいと思つて次第でございまして、

社会党の案につきましても、十分参考といつては失礼でございしますが、十分研究させていただきます、その研究も含めて検討いたしてある次第でございまして、

○田中(武)委員 それでは、不本意ながら、当委員会の審議に協力するというところで、この程度で質問を終わります。ただし、私の主張したことは間違つておると思つておりません。もし間違つておると考えられる方があれば、いまでもけっこう、あとでもけっこう、おまえの考え方はこの点が間違つておるといふことを、政府委員だけでなく、与党の諸君の中からも御注意をいただければ幸いだと思つております。

二点要望いたします。

昭和四十年五月二十二日印刷

る親企業と下請の関係について、具体的に言うならば、たとえば山陽特殊鋼において、下請代金支払遅延防止法の存在すら知らないということ、頭からむちやぐちやなことをやっておることで、このままにほうっておくならば、下請代金支払遅延防止法の改正をいかにやかましく言い、いかに論議をして通そうとも無意味であります。したがって、そういうようなことに対して今後どうい

うような措置をするのか、下請者の救われる道について、ひとつ公正取引委員会あるいは政府が責任ある答弁をしてもらいたいことが一点。

もう一点は、今回の改正は、私が申しましたように、何ら中身がないということ。あるとおっしゃるなら、もう一べん議論をむしろ返します。必要はない。むしろこのことを改正することによって、親企業の脱法行為といひますか、反面解釈がくる弊害がある。これだけはつきり言つておきます。したがらしまして、与党の諸君においても、これについてどういふ考え方を持つか、これからの修正の中において十分に検討してもらいたい。と同時に、政府あるいは公正取引委員会において、こういう意見に対してどういふ考え方で善処しようとするのか、それを、意見があれば伺います。が、要望しておきます。

追加してもう一点申し上げますが、これは総務長官あるいは次官に申し上げますが、いかにやかましく言い、いかに委員会が努力をして、一步でもいい下請代金支払遅延防止法をつくらうとも、現在の公正取引委員会の機構、予算では何ら実効が上がりません。同時に、中小企業庁においても、この法律の実施責任は公正取引委員会にあるのだと、こういう考え方はなく、この下請代金支払遅延防止法をどう生かしていくかということ、は、中小企業庁の行政の中において生かされるべきである。その点についても十分なる配慮を願うというか指導を願う。こういうことを要望し、この私の要望にこたえて、政府あるいは中小企業庁、公正取引委員会がどうするか、それは後刻文

昭和四十年五月二十四日発行

書または口頭でお話を聞くことにして、不本意ながら、本国会におけるこの法律の質問はやめます。

○内田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後五時十八分休憩

午後七時十九分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。内閣提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案についての質疑は、これを終局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案についての質疑は終局いたしました。

次会は、明五月十八日火曜日午前十時より理事會、十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十分散会

商工委員会議録第十四号中正誤

ペ 殺行

誤 正

〇三 持ていききたい 持ていききたい

〇四 つくらなければ つからなければ

〇三 小規模企業は 小規模企業者は

〇三 置くことが 置くことで

〇四 掛金月掛 掛金月額

商工委員会議録第十六号中正誤

ペ 殺行

誤 正

〇三 お願ひ お願い

〇三 いかなければ いかなければ

〇三 思ひます 思います

〇三 規模 規模

〇三 設置 設置

〇三 爆発 爆発

〇三 自主検査 自主検査

〇三 私ども 私も

〇三 屋外 屋外

〇三 うまく、いや うまく、いや

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局